

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第4回枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議
開 催 日 時	平成21年12月26日(土) 9時00分から 17時00分まで
開 催 場 所	別館4階 特別会議室、第2委員会室
出 席 者	安藤座長・佐賀枝委員・今西委員・太田委員・二宮委員・ 田中委員・小原委員
欠 席 者	なし
案 件 名	案件1 運営法人選考審査 ①書類審査 ②プレゼンテーション審査 案件2 法人選考 案件3 選考結果の報告について
提出された資料等の 名 称	次第 資料1 第4回枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議 会議日程 資料2 枚方市立保育所民営化に係る応募法人プレゼンテーシ ョン実施要領 資料3 応募法人プレゼンテーション説明事項 資料4 プレゼンテーション審査会場レイアウト図 資料5 枚方市立保育所民営化に係る運営法人について（報告） 案
決 定 事 項	得点が最も高い社会福祉法人を市立睦岐保育所の運営を移管す る法人として選考した。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	枚方市情報公開条例第6条第3号、6号に規定する非公開情報が 含まれる事項について審議・調査等を行うため非公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	非公開
所 管 部 署 (事 務 局)	福祉部子育て支援室

審 議 内 容

座長：おはようございます。本日は長丁場になるかと思いますがよろしくお願いします。

早速に会議に入らせていただきます。ただいまから第4回枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議を開催いたします。まず、本日の委員の出席状況につきまして事務局から報告をお願いいたします。

事務局：おはようございます。本日の委員の出席状況ですが、委員7人全員の出席でございます。委員の半数以上は出席しておられますので、本会議は成立しております。

座長：事務局から本日の会議の説明をお願いします。

事務局：それでは資料の確認をさせていただきます。本日の次第。資料1といたしまして、本日開催いたします、第4回枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議の会議日程でございます。資料2といたしまして、枚方市立保育所民営化に係る応募法人プレゼンテーション実施要領。資料3といたしまして、応募法人プレゼンテーション説明事項。資料4といたしまして、プレゼンテーション審査会場レイアウト図。プレゼンテーションは同じフロアーにあります、第2委員会室の方で行いますので、プレゼンテーション審査の際には移動していただくことになりますので、よろしくお願いいたします。資料5といたしまして、本日、運営法人を選考していただき、その選考結果について市長に報告していただくこととなりますので、枚方市立保育所民営化に係る運営法人について（報告）案。以上でございます。資料の過不足等はございませんでしょうか。

続きまして、本日の案件についてご説明いたします。次第2の本日の会議日程についてでございます。次第3、本日の案件といたしまして、運営法人選考審査でございます。選考審査は書類審査、プレゼンテーション審査でございます。案件2といたしまして、運営法人選考についてでございます。以上でございます。

座長：会議の日程について、事務局からもう少しご説明いただけるでしょうか。

事務局：それでは、本日の会議日程についてご説明いたします。本日の会議資料1をご覧くださいませでしょうか。本日の選考会議の大まかな流れといたしましては、午前中に書類審査をお願いします。午後からはプレゼンテーション審査。本日中午に運営法人を決めたいと考えております。資料1についてですが、書類審査に入る前に前回の会議から日程が経っていますので、書類審査方法の確認をしていただいた後に、書類審査をしていただきます。初めに法人の経理についての意見を委員からいただくことで、はじめさせていただいて、その後、前回の審査の続きを行っていただくことといたします。

書類審査が終わりましたら、間に休憩を挟みまして書類審査の仮集計をさせていただきますので、仮集計に時間を要しますので、その間に昼からのプレゼンテーション審査の説明をさせていただきたいと考えております。集計ができましたら、委員の皆様の見聞交換をしていただきたいと考えております。12時をめぐりに昼食としておりまして、選考の進み具合によって時間が前後するかもしれませんが、午後からプレゼンテーションをまいります。午後1時30分からプレゼンテーション開始としておりますので、1時30分までの時間は午前中の見聞交換の積み残しがあれば、見聞交換をしていただくことといたします。なお、プレゼンテーションは第2委員会室まで移動をしていただくこととなります。2法人からプレゼンテーションをしていただき、プレゼンテーションが終わりましたら休憩を挟みまして、3時30分から最終審査ということで、評価を集計させていただいて、見聞交換と最終、本審査をしていただき、本審査として評価を転記していただくこ

ととしております。審査後、選考結果について取りまとめていただくという形で考えております。遅くとも5時には終了したいと考えておりますので、1日長くなりますが、よろしくお願いいたします。

座長：資料1に基づきまして、本日の日程を説明していただいたわけですが、何か、お尋ねございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは案件の審議に入ります。運営法人選考審査について事務局から説明をお願いします。

事務局：書類審査を行っていただきますが、前回の審査から日が空いておりますので、再度、書類審査についてご説明いたします。前回の資料といたしまして、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議選考基準をお示ししています。採点につきましては、確認事項と提案事項という項目がございます。確認事項につきましては、A・B・Cという評価になりまして、確認事項を満たしている場合はBとしております。確認事項を上回る場合はA。下回る場合はCという評価となっております。提案事項の方ですが、提案がなければ0点。実施可能な提案であれば1点。実施可能かつ優れた提案であれば2点という評価となります。また、書類審査につきましては事務局の方で1項目ずつ読み上げさせていただきます。その都度、評価をしていただきますので、よろしくお願いします。

座長：よろしいでしょうか。今、ご説明をいただきましたが、確認内容の番号の3番・4番について、応募法人の経理について、委員の方からご意見伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員：今回は2法人の財務的な安定性、財務的な基盤がしっかりしているかという観点で見させていただきました。私がいいか、わるいか言うだけでは難しいと思いますので、数値を使って計算いたしましたので、どういったものか簡単にご説明いたします。今回、ご説明するのは財務分析でも基本的な指標なのですが、流動比率、固定比率というのは短期的にお金を返せる指標で、自己資本比率というのは調達できるお金のことで、社会福祉法人が国庫補助金で受け取ったお金、銀行から借りてきたお金などが全体の中でバランスがいかどうかということを見ます。固定比率と固定長期適合率というのは、単純に土地とか建物とかを買った時に長期的なお金で、すぐに返さなくていいお金で買えているかどうか。すぐに返さないといけないお金で固定資産を買ってしまいますと資金繰りに窮してしまいますので、これらを指標として簡単に中身を説明させていただきます。

お手持ちの資料で貸借対照表をご覧ください。法人1、2共にどちらの資料にも載っておりますので、ご確認いただければと思います。見ていただいている貸借対照表というのは会社に期末、一番上の表紙であれば19年3月31日現在。3期前ですね。3期分で比較するということでしたので、1番前の3期前の資料になりますが、左側に会社がどれだけプラスの財産を持っているのかということが書いてある訳で、上から現金とか当座預金とか預金関係。中段あたりに固定資産と書いてあるのですが、これは建物ですとか保育園ですとか、土地を買って建物を持っておられるわけで土地などのことです。上の流動資産と固定資産がどう違うのかと言いますと、左上の方、すぐにお金になるのが流動資産、現金、当座預金とか。預金はすぐに引き出すことができますので、すぐにお金になるのが流動資産。下の固定資産は建物とか土地とかで、すぐにお金にならないものです。次に右上を見ていただきたいのですが、流動負債というものがあります。流動負債というのは、すぐに返さなければいけないお金、1年以内に返済しなければならないお金。左上に書いて

あるのは、すぐにお金になるもの。次に流動比率と当座比率というものがあります。それぞれ計算の仕方があります。流動比率は流動資産を流動負債で割る。流動資産と流動負債のバランスを見ているわけです。例えば、法人1の流動比率は平成19年3月末現在で462.3%となります。これは1年以内に返さなければならないお金より流動資産が4倍あるということになります。100%より大きければすぐに借金が返せる状態ということです。法人1と2の3期分についてみますと全て100%を超えていますので、すぐに返さなければならないお金は、全て手持ちのお金で返せる状態になっています。法人1も2も、企業会計の場合、200%を超えていれば優良企業となりますが、両方人とも数字は、ものすごくよくなっています。短期的な資金繰りにまったく問題のない法人ということになります。法人1の場合は、規模が大きいところ、デイサービスなどもしておられますので、たまたま差が出ているだけで、他のところに振り変わっているだけで資金繰りが悪いということではありませんので、全体的に見れば短期的な資金繰りには全然問題はないこととなります。当座比率というのは、もっと厳密に預金だけ、現金、預金だけで計算したらどうなるのか。両法人ともお持ちの流動資産が現金、預金関係だけなので殆ど変わらない。この分でいいますと、法人1、2とも短期的な資金繰りには困らない、いい企業であるといえます。

次、自己資本比率というのは、 $(\text{自己資本}) \div (\text{総資本})$ ですので、お手持ちの資料の右側の資料になります。例として法人1で言いますと、右下の純資産の部というところは返さなくていい資産。なぜ、返さなくていいかといいますが、今までもうけてきたお金であるとか、国庫補助金、国からもらったお金、補助金でもらっているお金なので、返さなくていいお金になります。上の部分は何かと言いますと借金。銀行から借りてきたお金であるとかになります。この算式でいいますと、借金と返さなくていいお金のバランスを計算しているものが自己資本比率です。集めてきたお金で返さなくていいお金が80%、94%、93%と3年分ですので、1年ごとに違いがあるのですが、借金が余り無い優良な会社ということになります。80%あるというのは、すごい優良な会社ということになります。借金が大きすぎて資金繰りに窮しているのではなく、中長期的に見てもすごい優良な会社であるといえます。殆ど両法人とも変わりません。最後に固定比率、固定長期適合率ですが、左下の固定資産、土地とか建物とかを買っていただいているんですが、1番目であれば、固定資産を800万円購入した。800万円の土地建物を買う時に、どうやってお金を調達してきたのかというのが、固定比率と固定長期適合率でわかります。固定比率というのは固定資産と土地建物を買ったお金と、返さなくていいお金のバランスのこととなります。例えば法人1の場合は100%を超えていますが、100%を超えているということは返さなくていいお金で固定資産が買えていますので、借金なしで土地建物が買えている場合で、法人1の場合は100%を超えていますので、固定資産を買うのに窮していないということになります。固定長期適合率というのは、返さなくていいお金と長期借入金、長期的に返さないといいいお金、何十年返済といったものになりますが、この範囲内で固定資産が買えているのかという比率をみるものです。これが100%を超えていると安定している企業になりますので、この固定資産を無理なく運営、運用されてきているということが2つを見ればわかりますので、長期的な資金繰りの面からも問題が無いと思われれます。両者とも差は殆どありません。規模が違うので比率が少し変わるところもありますが、両者とも優良であることがわかります。調達資金ですが、調達先を見ていると

独立行政法人等となっていますので、資金調達はそう心配ないと思われます。両者とも差がありませんので、修繕積立金というものを内部で集めてきて足りない分を独立行政法人から借りるということで一緒です。また、両者とも借入金の割合が、そう高くない状態ですので、この経営を続けていただいたのであれば問題は無いと思われます。どちらか差をつけてお話をしたかったんですが、両者とも財務的には非常に安定している企業となります。甲乙付け難いところです。事業規模が違うだけで、差は殆ど無いということになります。まとめますと短期的な資金繰りも中期的な資金繰りも、長期的な資金繰りもかなりいい状態で、この決算書を読む限りでは財務的に非常に安定しているということがわかります。以上でございます。何か、ご質問ございましたら。

座長：何か、ご質問ございますか。

委員：経理的に見て規模はどの程度なのですか。

委員：規模ですか。3倍くらい。法人1は多角経営されているので、規模で言うと3倍くらい大きくなります。法人2は本体と保育園経営だけ運営されているので、規模、大きさでいうと違うことになります。

委員：整備計画を各法人出されているのですが、これは問題ないということでよろしいでしょうか。

委員：整備計画、資金調達ですか。資金計画書の分ですよね。2億円見込まれている内の1億円を補助金として見込まれています。法人1が1億3千万円。法人2が1億2千500万円。近い数字が書かれているので、これは堅い数字なのでしょう。後の残高は、法人1は医療機構からの借入金6千万円、自己資金1千万円。法人2は3千万円借り入れ、残りは内部で調達されるかどうかという話だけです。この借り入れも間違いない算段なのでしょう。借り入れできるかどうかということは私には判断できませんので。どちらも調達できるのであれば、資金繰りには問題ないと思いますが。

座長：よろしいでしょうか。

委員：便宜上で、これ宗教法人ですよね。これとの絡みは全くないのでしょうか。

委員：宗教法人から途中で変わられた。

事務局：過去は宗教法人で保育所運営していた時代がありましたが、基本的に保育所は市町村で直接運営するか社会福祉法人で運営すると、今は少し変わっていますが、その中で今は社会福祉法人ということで、会計は社会福祉法人だけのものでおられます。

委員：法人2の方は取り崩すとなっていますが、それをしたことによって先ほど説明された比率というのはどう変わってくるのでしょうか。

委員：少し下がるのは間違いないです。

委員：これをしたことによって大きく下がったりはしないのですか。

委員：大きく下がったりはしないと思います。今の時点でそんなに悪い数字ではありませんので。自己資本でしていただくのがよいとは思いますが、金額が大きいのでどうしてもこういう形になると思います。

座長：ほか、よろしいですか。

委員：資金計画表の中で運営資金の4月ということは1ヶ月の運営資金を800万円とみておられるのか。運営資金は1000万円としておられるのは同じ種類のもののでしょうか。

委員：これは法人が書いてこられているもので、どういった意味合いかわからないですね。でも同じ意味としてとらえて問題ないのでは。

事務局：法人1の方は4月の運転資金の調達方法ということで、これは実は運営費の請求書の様式なのですが、子どもが何人入ってくるかの見込みの違いだと思います。保育所の運営費は入ってこられる子どもの年齢によって単価が違いますので、小さい子どもほど、単価が高い設定になっています。見込みで、この数字が800万円なのか1000万円なのかの違いだけです。

座長：よろしいでしょうか。また書類を見る時に、お尋ねがあれば聞いていただければ結構です。どうもありがとうございました。

それでは書類審査にまいります。今回は16番まで終わっておりますので、3の保育内容に関する事項、番号17から始めてまいりたいと思います。前回と同様、1項目ずつ事務局から書類の内容を読み上げてもらい審査してもらいますので、よろしくお願いします。

事務局：それではよろしくお願いします。

委員：確認させていただきますが、審査表の3と4は終わったということでしょうか。

座長：説明がひととおり終わりましたので。審査表の3、4は終了したということです。

事務局：それでは、3保育内容等に関する事項から説明させていただきます。

インデックス番号17番をご覧ください。(1)保育内容についてをご覧ください。番号17は確認事項であり、確認内容は保育課程、指導計画を作成し、計画に基づき保育を行うこととされているか。番号18は提案事項であり、子どもの状況や発達に過程を踏まえ、創意工夫を行っているかとなっております。また、このファイルの後ろの方にインデックス番号17を付けた両法人のパンフレット等を付けておりますので、こちらの方も十分にお読みいただき審査の方をお願いいたします。

法人1保育内容について

1 心身共に健康な子

- ・ 養護される中で、基本的生活習慣を身につけた健やかな子
- ・ 友達と一緒に様々な運動や遊びをする子

2 自分を大切に友達も大切にできる子

- ・ 子ども同士の関わりを深め、思いやりやいたわりの気持ちのある子
- ・ 自分とは異なる文化を持った様々な人に関心を持ち、仲良くできる子

3 安定した環境の中で考え、働きかけていける子

- ・ 安心できる環境の中で、自分で物事を考えられる子
- ・ いろいろな遊びを通し、安全や危険を学んでいける子

4 何事にも関心を持ち意欲的に遊べる子

- ・ 自然や身近な物に関心を持ち、それを遊びに取り入れ、作ったり工夫したりできる子
- ・ 友達と協力して、見通しを持った遊びや生活ができる子

5 自己表現のできる子

- ・ 自分の意見をはっきり言い、相手の意見も受け入れられる子
- ・ 様々な体験を通して、感性と創造力の豊かな子

各領域による目標は、保育所において具体的に日々行っていく保育を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねるなかで相互に関連をもちながら次第に達成していくものと考えます。第一に、「心身共に健康な子」については、健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活を作り出す力を養うことを目標と考え、食事、睡眠、排泄、着脱、清潔などの基本的な生

活習慣を身につけ、友だちと一緒に様々な遊びを十分楽しんでいく。

第二に、「自分を大切に友達も大切にできる子」については、他の人々と親しみ、支えあって生活するために、自立心を育て、人と関わる力を育てることを目標とします。

第三に、「安定した環境の中で考え、働きかけていける子」については、子どもにとって家庭的な親しみやくつろぎの場となるとともに、いきいきと子ども自ら主体的に活動できることを目標とします。

第四に、「何事にも関心を持ち意欲的に遊べる子」については、周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養うことを目標とし、様々な体験を通じ、情操豊かな心を育てていきます。

第五に、「自己表現のできる子」については、感じたことや考えたことを自分なりに言葉や身体で表現することを目標とします。この目標に沿って保育計画・指導計画を立案実行します。

法人2 保育内容について

保育所保育指針を基本に、保育課程、指導計画に基づき、子どもが自己を十分に発揮し、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるよう充実した保育を実施いたします。

また、子どもの発達の特性とその道筋を十分に理解し、一人一人の発達過程に応じて見通しを持って保育を行います。乳幼児にとって一日を安心して過ごせる生活の場となるように、子どもと生活を共にしながら子どものあるがままを受け止め、その心身の状態に応じたきめ細やかな援助や関わりを大切にしていきます。子どもが、一個の主体として大事にされ、愛おしい存在として認められ、その命を守られ、情緒の安定を図りながら、「現在を最もよく生きる」ことが、子どもの心と体を育てると考えるからです。保育士等が子どもの欲求を感知し、手を携えて丁寧に対応し、時には励まし、子どもと向き合うことにより、子どもは安心感や信頼感を得ていき、保育士等との信頼感を基盤に身近な環境への興味や関心を高め、その活動を広げていきます。そして、保育士等の養護的な関わりやその姿を通して、望ましい生活の仕方や習慣・態度を徐々に体得していきます。また、子どもが保育士等の援助により環境との相互作用を通して、生きる力の基礎となる心情、意欲、態度を身につけていき、望ましい未来をつくりだす力の基礎を培い、社会に共通する慣習や知識や技能、価値、態度、心持ちなど文化の継承が子どもと大人の関わりの中でなされていくと考えます。子どもの様々な側面をとらえ、指導計画を作成し、保育を振り返り評価しながら次のねらい及び内容を作成していくことで、保育の質と専門性の向上をめざします。

事務局：(2) 障害児保育についてでございます。インデックス番号 19 は確認事項であり、確認内容は障害児保育に取り組んでいるかとなっております。インデックス番号 20 につきましては、提案事項であり確認する内容として障害児保育に係る人材配置や研修及び適切な環境整備が提案されているとなっております。本市では以前から、公私立保育所(園)ともに障害児を受け入れており、両法人とも障害児保育を実施しております。

法人1 障害児保育について

発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害があるときは、適正な発達と社会生活ができるように、できるだけ早く発達支援を行うことが特に重要であるとしています。保育の展開に当たっては、その子どもの発達の状況や日々の状態によっては指導計画

にとらわれず、柔軟に保育することや職員の連携体制の中で個別の関わりが十分とれるようにすること。また、家庭との連携を密にし、親の思いを受け止め、必要に応じて専門機関からの助言を受けるなど障害児保育担当保育士と緊密な連携のもと適切に対応します。臨床心理士による巡回相談を積極的に活用し、障害のない子どもと障害を持つ子どもとの関わりに対する配慮、保護者への対応、障害の特性に合わせた保育所での生活や指導計画に活かしていきます。障害児保育について保育園全体で職員会議やケース会議を行ないます。枚方市の当該法人運営施設三矢ゆりこかご保育園では昭和57年4月設立以来28年、多くの障害児保育の受け入れをし、重症心身障害児学園、病院、パルツァ事業会と連携を取り、職員研修、保護者の相談助言、皆様方の各種個別相談等に適切に対応しております。この実績を踏まえ、保育士の専門性と保育技量の向上による民間保育園の障害児保育に関するノウハウを惜しみなく傾注し、枚方市における民間移管保育所においても積極的受け入れ体制を整え対応致します。

法人2 障害児保育について

保育園では、すべての子どもが、日々の生活や遊びを通して共に育ちあっています。障害のある子どもが安心して生活できる保育環境となるよう十分に配慮し、子どもが発達してきた過程や心身の状態を把握し、個に応じた関わりと集団の中の一員としての関わりを大切にしながら保育を展開しています。日々の園生活の中で、障害の状態や生活や遊びに取り組む姿、活動への関心や参加の様子、友だちとの関わりなどを丁寧に把握して、クラス等の指導計画と個別の指導計画を関連させながら支援しています。具体的取り組みとして、少人数で個別対応できるゆとりの時間を作って「ほっこり組」を活用して丁寧に取り組んでいます。障害児保育制度利用の子どもや、気になる子ども、配慮を要する子どもたちには、担当保育士だけに任せるのではなく、職員全体で定期的かつ必要に応じて話し合う機会を持ち、共通理解を図っています。具体的には、毎月のカリキュラム会議や乳児会議、幼児会議、障害児保育担当者会議などで子どもの姿を出し合いながら支援の方法等を検討・確認しています。また、子どもの保護者や家庭との連携を大切にしています。保育所と家庭での生活の状況を伝え合うことで、子どもの理解を深めあい、保護者の悩みや不安も理解し支えていくことが可能になりますので、定期的な懇談会や必要に応じた面談を随時開催しています。また、他の子どもの保護者に対しても、子どもとその保護者や家族に関するプライバシーの保護には十分留意しつつ、園生活の中で子どもが互いに育ちあう姿を通して、障害についての理解が深められるように工夫しています。さらに、子育て支援室、保健センター、家庭児童相談所、保健所、子ども家庭センター等専門機関と定期的にかつ、必要に応じて連携を取りながら保育を進めています。それらの記録は「専門機関に関わる記録」「保育相談障害児保育記録」に個別の記録をファイルしています。

委員：障害児の場合は、保育料は変わるのですか。

事務局：変わらないです。

委員：今、現在、この園に障害児が何人受け入れられて、担当者の人は何人いるかわかるのでしょうか。

事務局：提出されている書類の中からはわかりませんので、午後からのプレゼンテーションの時にご確認していただければと思います。

座長：よろしいですか。

事務局：(3) 食物アレルギーについてでございます。番号21 確認事項となっております、確認

内容といたしましてアレルギー対応について除去食、代替食等配慮されているかですが、法人2につきましては、先ほどの参考資料17、黄色いパンフレットの24ページにアレルギー食についての考え方も記載されていますのでご確認ください。

法人1（3）食物アレルギーについて

「社会福祉法人寝屋川聖和福祉会保育園給食食物アレルギー児対応マニュアル」に準拠し実施します。当該保育園では、園児の健やかな発育を願って、保育の一環として給食を提供しています。保育園給食は、安全な給食を提供することが第一であり、食物アレルギーを持つ園児については、除去食、場合によっては代替食を提供します。

（1）保育園における基本的な対応

園長をはじめ、保育士、調理員など全職員が入所決定後、給食開始前までに食物アレルギーに関して共通の情報を持ち、対応できるよう努める。このことは、アナフィラキシーショックなど強い反応を起こし得る園児については特に重要である。

①事前確認

- ・入園前にアレルギーについて保護者から詳しく聞き取りをする。
(家庭で何を食べているか把握する。)
- ・アレルギーのある園児については、主治医から詳しい指示書を提出してもらう。
(保護者の判断だけでは除去食対応はできない。)

②除去食対応

- ・指示書に基づいて、園長・保育士・保護者・調理業務責任者と連携を密にする。
- ・必要に応じて保護者に献立表をチェックしてもらう。
- ・除去食を実施、代替食についてはできる限り対応する。
- ・対応できない部分については、家庭から持参してもらうなど、保護者と十分話し合う。

③保護者との連携

- ・保護者とは常に情報交換を行い、園児の状況を把握しておく。
- ・除去食解除の場合は、必ず家庭で試してもらってから保育園で提供する。

法人2食物アレルギーについて

子どもが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくために、また、子どもの健康支援のために「食」は大変重要です。乳幼児期における望ましい食習慣の定着及び食を通じて人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保育園では保育内容の一環として「食」を位置づけ「食」に関する様々な取り組みを積極的に進めています。平成17年の「食育基本法」や、平成17年の「保育所における食育に関する指針」を参考に、平成19年に「常称寺保育園における食育と各年齢の食事指導計画」を作成しました。様々な取り組みを通して、保護者にも食の理解が深まり、食事をつくることや、子どもと一緒に食べることに喜びをもてるように工夫しています。食べ物によって種々のアレルギー症状を呈する子どもの食事は、昭和60年頃から「常称寺保育園での食物アレルギーに対する基本的な考え方・具体的な対応方法」に則りスタートさせました。当時は、行政的な支援・補助は全くありませんでしたが、医師・看護師、栄養士等の連携の中で慎重に進めていきました。常称寺保育園等での熱心な代替食・除去食作りに行政も呼応し、平成6年秋から「食物アレルギー対策助成」が制度化され、平成18年度秋から「アナフィラキシー症状を呈するアレルギー児の保育」に対しても常称寺保育園の熱心な保育が実を結び、補助していただけるようになりました。具体的には、4月のアレルギー懇談会では、

保護者と園長・副園長（看護師）・管理栄養士・栄養士・担任が出席し、秋と随時に個人懇談会を実施しています。必要に応じて、食事記録ノート交換をし、保護者を励ましています。また、保護者の不安の軽減のために調理室を活用して、「アレルギー児のおやつ作り」や、懇談会で「おやつを試食会」を実施しています。

（４）健康診断についてでございます。番号 22 は確認事項であり、確認内容につきましては内科健診、ぎょう虫、尿検査を年 2 回以上、歯科健診が年 1 回以上予定されていることとなっております。なお、法人 2 は先ほどの参考資料 17 のところに法人独自の健康の記録が添付されており、ご確認願います。

法人 1（４）健康診断について

年に 2 回の内科健診、ぎょう虫検査及び尿検査を年 2 回、歯科健診を年 1 回実施します。

法人 2（４）健康診断について

子どもの生命と心の安定が保たれ、健やかな生活を確立することは、日々の保育における基本となります。一人一人の子どもの健康状態、発育・発達状態に応じて、子どもの心身の健康の保持増進を図り、危険な状態の回避に努めています。毎日の健康観察は、機嫌、食欲、顔色、活動性等どの子どもにも共通した項目と子ども特有の所見・病気等に伴うものがあります。子どもの心身の状態をきめ細かに確認し、平常とは異なった状態を速やかに見つけ出せるようにしています。乳幼児期の最も大きな特徴は、発育・発達が顕著であることです。発育や発達は、出生後からの連続した現象であり、定期的に継続して、又は必要に応じて随時、把握し、それらを踏まえた保育を組み立てています。発育・発達状態は、先天的要因、生後の疾病異常、栄養摂取状況、家庭での子育てや保育園等の保育の影響も受けます。発育状態の把握の方法としては、定期的に身長・体重・胸囲・頭囲を計測し、前回と比較しています。また、必要に応じて、「成長曲線」でやせ・肥満の状態を調べています。この結果を、児童票に記載するとともに、保護者には常称寺保育園のオリジナル「けんこうのきろく」誌に記載し家庭に持ち帰っています。

保護者からの情報と共に、登園時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、看護師と連携をとりながら保護者に連絡すると共に、嘱託医と相談し適切な対応を図っています。子どもの心身の状態、情緒面や行動、発育の状態等について、普段からきめ細かに観察しています。虐待等については全職員が適切に対応できるようにマニュアルを作成し、保育園全体の共通認識の下に組織的に対応しています。

（５）休日保育など多様な保育ニーズへの対応についてでございます。インデックス番号 23 をご覧ください。提案事項であり、確認する内容といたしまして休日保育など保護者の多様な就労形態に対応する保育が提案されていることとなっております。

法人 1（５）休日保育など多様な保育ニーズへの対応について

実績として姉妹園のゆりかご保育園では、寝屋川市で唯一「休日保育」を午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分（延長午前 8 時～午後 6 時まで）実施しており、ニーズがあれば対応致します。又環境の中で、一時保育、病児病後児保育、障害児保育、子育て支援等多様な保育ニーズにも充分な実績と経験の中で対応していきます。

法人 2（５）休日保育など多様な保育ニーズへの対応について

保護者の就労等ニーズに応じた多様な保育サービスの保育所の重要な役割と認識して

います。保護者の仕事と子育ての両立等を支援するために、保護者の状況を配慮して行うとともに、常に子どもの福祉の尊重を念頭に置き、子どもの生活への配慮をしつつ家庭と連携協力していきます。現在枚方市では実施していませんが、駅から近いと言う利便性を生かし枚方市とも相談しながら休日の保育など前向きに取り組んで行きたいと考えています。一時預かり事業は、常称寺保育園での最近3年間の年間利用児童数が18年度2,559名19年度2,916名20年度2,929名の利用実績があり、地域の要望の高まりを感じています。将来を見据えて保育所整備の際に、専用保育室を確保していきたいと考えています。病児・病後児保育は、保育中に体調不良が発生した場合、その子どもの状態等に応じて保護者に連絡するとともに、看護師が適宜嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し適切な処置を行います。

(6) 地域子育て支援についてでございます。インデックス番号24、提案事項であり、確認する内容といたしまして地域子育て支援について提案されているかとなっております。

法人1 (6) 地域子育て支援について

子育て中の保護者にとっては、子どもを預けるだけでなく、子育てについて分からないことや聞きたいことが聞ける場所です。子育ては親は周囲の人たちから自然に伝えられてきたものであるが、今は小さい子どもに接する機会がないまま親になることが多く、最初の子育ては、ささいなことでも不安を感じ悩んだりします。まわりに話せる人がいない人ほど不安が強くなる傾向があります。保育園に子どもを預けている保護者の中にも、集団の中で我が子がやっていたりするのかなどでも悩みが出てきます。保護者にとって保育園は、毎日通っている子どものことを理解してもらえ身近な場所であり、気軽に相談できるところでもあります。日々迷うことを保育士に聞くだけでなく、保護者同士で解決できることもあります。保育士がいつも忙しそうであれば、保護者は声をかけにくいものです。「この先生はどのくらい話を聞いてくれるのだろうか」、「わかってもらえるだろうか」、「こんなこと聞いたらどう思われるのだろうか」など気になって言い出せないこともあります。保育士のちょっとした一言や、やりとりから聞いてくれそうな先生か、どの先生なら話しても大丈夫だろうかなどを思案しています。保育士は保護者の話を十分聴き、受け止め、子どもの育ちなどを共感し合うことで、保護者は保育者に対して信頼感を持つようになります。保育所での日常的な相談は、排泄の自立、食事など生活習慣に関すること、しつけや体のこと、友だちとの関わりなど行動に関することが多いと思われます。保育士は、保護者の不安や心配事を一緒に考えていく姿勢を示すことが重要であり、保護者が安心して子育てができるように支援していくことが大切であると考えます。実績として、三矢ゆりかご保育園枚方市光善寺「三矢ゆりかごっこ」。ゆりかご保育園寝屋川市点野「ゆりかごっこ」。こまどり保育園寝屋川市仁和寺「よちよちくらぶ」等各地自治会の皆様方のご協力により、月1回子育て支援、園庭開放等を行っており、又各保育園では育児相談員・スマイルサポーターによる相談業務を常時行っておりますので、地域の要望に合わせて積極的に取り組んでいきたいと思ひます。

法人2 (6) 地域子育て支援について

保育園は保育の専門的機能を地域の子育て支援において積極的に展開していきます。施設及び設備の開放、体験保育等子育て家庭への保育園機能の開放や、子育て等に関する相談や援助の実施、子育て家庭の交流の場の提供及び交流の促進、地域の子育て支援に関す

る情報の提供をします。具体的には、地域の「子育てサロン」への職員派遣や、紙芝居や大型絵本等保育材料を提供しています。また、子育てに悩んでいるお母さんや保育園に入園していないお子さんのために、どなたでも参加できる行事を企画し、育児相談を行っています。「地域子育て新聞」をポスティング配布し行事の案内と共に子育てに役立つ情報・アドバイス、食べ物と健康、保育園の様子などをお知らせします。園庭開放を実施し、1歳6ヶ月未満の赤ちゃんと妊婦さんを対象にした「カンガルー広場」の開催。会員制の親子参加クラスを実施します。5～8ヶ月児の「ふれあい体験」や満1歳児の「お誕生会・枚方版ブックスタート事業」には地域の民生委員児童委員・主任児童委員・更生保護女性会等のボランティアさんにもご協力いただいています。保育士、栄養士、調理員、看護師等の職員の専門性を生かし子育て支援をしていきます。次世代育成支援の観点から、中学校・高校生等を対象とした保育体験等将来に向けて地域の子育て力の向上につながるような支援を展開していきます。

続きまして（7）楽寿荘利用者を含む地域との交流事業についてでございます。インデックス番号 25、提案事項であり、確認する内容といたしまして楽寿荘利用者を含む地域との交流事業計画が提案されているかとなっております。

法人1（7）楽寿荘利用者を含む地域との交流事業

現在ゆりかご保育園に隣接するゆりかごデイサービスセンターに週3回1時～1時30分までゆりかご保育園の子ども達が手遊び・歌などでおじいちゃんおばあちゃんと交流し、週2回はこまどり保育園の子ども達が交流し、三矢ゆりかご保育園の子ども達もクリスマス会や行事には一緒に参加しており、又隣接する介護老人保健施設とも交流を行っており、楽寿荘を利用されている方がたとも積極的に交流を深めて行きたいと思います。

法人2（7）楽寿荘利用者を含む地域との交流事業

保育園では、乳幼児、小学生、中学生、高校生、青年、そして高齢者を含む多様な年齢層を視野に入れ、世代間の交流を図りながら、子育ての知識、技術を伝え合うなど、人と人とのゆるやかなつながりを大切にしていきます。そして、地域の人が持っている様々な力を引き出し、発揮されるよう後押ししていくことや、地域に存在する様々な人を結びつけていきます。子育て支援に関わる活動を展開していく中で、人と人との関わりを通して、地域社会の活性化に寄与していきます。

具体的には、

- ・毎月の誕生会へのご招待
- ・秋の「敬老の日の集い」へのご招待
- ・地域運動会への参加案内
- ・伝統遊び等のボランティア参加依頼
- ・子ども達の活動（さんぽ・菜園等）へのボランティア参加依頼等（総合的人間力の協力）

また、地域福祉委員会や、地域コミュニティへの参加を通して、地域の子どもや子育て家庭をめぐる諸問題の発生を早期に予防し、その解決に寄与します。

委員：楽寿荘を利用しておられる方というのは、定期的に通ってこられる方なんですか。

事務局：老人の施設ですが、定期的に通っておられるということはないです。

地元の方の利用が多いと思います。誰でも申し込んで、誰でも来られるような施設です。

委員：サロンとかあるのですか。

委員：貸し部屋みたいなものです。

委員：私たちも小学校・中学校・コミュニティで利用し、食事しております。

事務局：お年寄りたちの方が利用したいときに申し込んで利用されている。毎日毎日何かされているということではないです。

(10) その他提案事項でございます。インデックス番号 26 の提案事項であり、確認する内容といたしまして上記の事業の他、独自の企画提案がなされているかとなっております。なお、法人 1 につきましては行事報告書の添付。法人 2 につきましては以降 3 ページに渡って法人の考え方が記載されていますので、ご確認をお願いします。

法人 1 (10) その他提案事項

◎園行事への取り組みについて

年間行事計画は、年間指導計画並びに月間指導計画に基づき、保育所で取り組むもの、保護者と協力して取り組むものとに分類します。「子どものための行事」としての目的や内容に沿って、保護者の持っている多様な経験を生かした協力を得ながら、準備や運営に参加してもらうことで、人と人がふれあうことができる楽しい行事となるようにすることが大切と考えます。また、同じ時間を共有し楽しむことで、子ども、保護者、保育者の人間関係を深めることができるように十分配慮します。保育園での行事は、日本文化の伝承である季節や成長の節目の行事、保育園での子供の成長の発表の場でもある運動会や地域交流に伴う行事等があります。日々の生活の中に変化を持たせ、子どもが楽しく参加でき、生活経験が豊かなものとなるように保育の中に計画的に行事を取り入れていきます。

(内容)

- ・行事は日々の保育活動の延長線上にあると同時に、保護者と共に子どもの成長を確認する場でもあります。子どもの発達に合わせて行事を取り入れることは、子どもの成長を更に促すものであり、見通しを持った長期的な計画の中で実施していきます。

- ・子ども一人一人が主体的に取り組み、十分に力が発揮できるように配慮し、終わった後に充実感が味わえるようにします。また、今まで子ども達が取り組んできたことや、保育園での普段の姿等、行事を通して見てもらい、保護者の保育への理解を深められるようにします。

- ・地域行事への参加は、子ども達と地域の人たちとの交流の場となり、保育園を支える地域との関わりを深めるものとなります。

◎給食について

「社会福祉法人寝屋川聖和福祉会施設給食衛生管理マニュアル」に準拠し実施します。実績の栄養士、調理員等、給食職員、力を合わせて、枚方市の献立に添って食材等吟味し、調理工夫し、子どもたちに喜ばれる美味しい給食に心がけています。保育所での給食職員体制は、移管後の就労希望者と共に給食を継承して参ります。今後につきましては、職員作業動線、衛生管理状況、採光等々既存施設の現状を的確に把握する為、外部専門分野プロフェッショナルのアドバイスを受けながら鋭意検討を重ねてまいります。既成概念にとらわれることなく保育所給食に関する全般(施設設備面・運営面等)の検証と再構築等を検討いたします。

○衛生管理について

★食中毒、感染症防止の取り組み

感染症対応マニュアルは社会福祉法人寝屋川聖和福祉会運営施設における職員が感染症等に的確かつ迅速に予防又は対応するために必要な事項を定めて、児童・職員の生命・

健康を守ることを目的としています。一般にウイルス・細菌・寄生虫などの微生物によって引き起こされる病気をまとめて感染症といい人から人（生体から生体）へと移っていく場合を伝染病と呼びます。施設・保育園のような集団生活では伝染性の病気は流行する危険性が高くなります。衛生管理に努め、病気を早期に発見し、適切な対応をすることが集団感染を予防するために必要となります。感染症が出た場合は直接接触をさけるために、隔離したり、環境を整えたり、消毒をする等の細やかな配慮が必要となります。このような食中毒、感染症防止の取り組みとして感染症対応マニュアルに準拠した保育を行ってまいります。下痢、嘔吐、腹痛などの症状があり、欠席者が同時に多数発生した場合は集団発生を疑います。最初は食中毒なのか感染症なのか判断しにくい場合もあるため初期は両方を念頭において対処します。

★食品の衛生管理について

食品及び施設に関する当該法人給食調理管理マニュアル及び事故対応マニュアルに基づき異物混入やその他異常が認められた食品を発見した場合は速やかに対応します。現物やそれに伴う情報を廃棄せず業者へ原因の調査を求め、報告書の提出を受けます。原因や混入物が不明な場合は、保健所に調査及び業者への指導を依頼することもあります。

★施設の衛生管理について

施設の衛生管理につきましては別紙「社会福祉法人聖和福祉会施設給食衛生管理マニュアル」を添付させていただきます。

◎児童の健康管理について

子どもたちが日々の保育園での生活を楽しく過ごすためには、心身共に健康であることが大切と考え、保育園では一人一人子どもの健康状態を把握しておくことが必要です。そこで、保育園で行う子どもたちの健康管理は、健康な時の対応と疾病時の対応とに分けて対応します。

●健康時の対応

子どもの状態を十分に把握しておくため、保護者からの情報を基に、健康記録カードに検診記録、予防接種の記録、かかりつけの病院、熱性けいれん、脱臼癖、ぜんそくなどの既往歴等を把握して記入しておきます。また、母子健康手帳等も活用して適切に把握するように努めます。この場合、既往歴などの個人情報の保護を踏まえ、守秘義務の徹底を図ります。登園時に視診・触診を行い、子どもの健康状態を観察します。また、保護者との会話の中で、子どもの様子について必要な情報が得られるよう努めます。特に0、1歳児については、その日の健康状態、家庭での様子などを確認するため、健康記録カードや連絡帳等で前日の様子、機嫌、熱、食事量、薬の有無などを記入し、提出してもらいます。保育園では、子どもの様子を記入して降園時に保護者に渡し、家庭と保育園との子どもの健康に係る情報を共有し、子どもの養護に努めていきます。保育中に何らかの異常が発見された場合（発熱、頭部打撲など）には、保護者に連絡するとともに、園長、看護師、嘱託医などと相談し適切な処置を行います。子どもの身体を観察するときに、不自然な傷、やけど、身体や下着の汚れ具合等を併せて観察し、身体的虐待や不適切な養育の発見に努めます。

●疾病時の対応

保護者から子どもが感染症に罹ったとの連絡があった場合、必要に応じてクラスの保護者に文書で連絡するとともに、掲示板への掲示等により感染症の発生を知らせます。

その他の具体的な対応については、「感染症対応マニュアル」に基づき実施します。

法人2（10）その他提案事項

保育園での1年の間には色々な行事があります。毎月のお誕生会、身体測定、避難訓練の他、季節に応じた行事、遠足やプール、こどもの日の集い、敬老の日の集い、おもちゃなど子ども達にとっては、楽しみでうれしい1日となります。園の年間保育計画の中で行事の占める位置は、大きく子どもが成長する節目となり、行事に取り組む過程を大切にしていくなかで、一人一人の子どもの成長は目をみはるものがあります。子ども達が日常の生活の中で蓄えている色々な力を行事で飛躍させ次へ挑む心の土台となります。その過程を大切にした取り組みを経て、保護者と職員が子どもの成長を共に確認し、喜びあえるような行事を創り上げたいと願っています。もちろん子どもがその主人公であり、楽しくてうれしくて「先生またしようね」「おもしろかったね」と思うことのできるような取り組みであることはいふまでもありません。また、子ども達が考え出したり大きいクラスの子が小さいクラスの子ども達のことを思いやるという方法を見つけたり、全職員が関わったりと色々な思いや考えを明確にすることで、クラスの子ども達の集団が作られ、仲間意識が育ち、異年齢との交流を深めています。保育園全体として計画し、職員での話し合いを密にして、子どもの主体性を尊重して一つ一つの行事を大切に捉えています。特に運動会、制作展、生活発表会など大きい行事では「ねらいとみどころ」と題して取り組みの経過から内容を詳しく保護者にお知らせしています。

保育園給食について、成長期にある子ども達の生活の中で「食べる」ということは、大変重要な意味を持っています。心身の成長はもとより、生涯の方向選定にも、重要な役割を果たすと考えられます。「食べる」という行為は、ただ単に空腹感を満たすだけでなく、豊かな心や正しい食習慣、生活習慣作りの基となります。しかし、昨今は子どもを取り巻く食環境は大きく変化し、食生活様式や食パターン、食行動、栄養摂取状況も著しく変化を見せ、食の洋風化で生活習慣病予備軍と呼ばれる子どもが増加しています。

保育園給食は、保育の一環としての給食の位置づけが明確にされていますので、その果たす役割は大きく、子どもの健康づくりに向けて発達段階に応じて生活習慣指導、食育指導に力を注いでいます。主任と管理栄養士による「食育隊」の活動は、楽しく正しく食べられるようマナーを身に付けるため、各クラスに出向き小集団による「食事マナー学校」を実施しています。離乳食については、平成19年3月に出された「授乳・離乳の支援ガイド」を基本とし、一人一人の子どもに柔軟に対応していきます。

保護者には子育て親支援として「1日保育デー」に参加していただき、保育士のお手伝いをしながら、子どもへの対応の仕方を学び、保育園生活をより深く理解していただきます。また、食育活動として給食の試食をし保護者に薄味や、工夫された献立を味わっていただきます。

常称寺保育園の保護者会の歴史は古く、昭和29年の認可と同時に「母の会」が発足しました。以後永らく母の会が、園と保護者のパイプ役になり、当時の劣悪な保育条件の下、子ども達への保育のお手伝いや、行事食のお手伝いをお願いしてきました。「母の会」から「保護者会」になって久しいのですが、各クラスから数名ずつ代表を選び保護者会役員会を構成しています。保育園に子どもを預けている時期は、長い一生の中でも一番大変な時期かと思いますが、子育てを一番楽しめる時でもあります。そんな時期に親たちが手をつなぎ合い、子どもを守るために仲間作りをし、支え合い、子育てを楽しいものにしてい

く会、保護者会とはそんな会だと思います。年に1度、3月の新旧引継ぎ会には、1年間の感想や教訓を述べ、抱負や期待を語り合います。わが子が健やかに育つことを願わない親はいません。その願いを保護者会活動につなげるようにしています。保護者の全員参加を活動方針にあげ、積極的な活動をくり広げています。多くの父母が忙しい中にもかかわらず、積極的に保護者会活動に参加し、互いの親睦を深める輪を広げることが、より良い保育と保育園の円滑な運営にとって欠かすことのできないものになっています。こんな活発な保護者会活動の中から和太鼓サークル「釈迦」が生まれ、保護者会「OB会」も結成されました。子育ての危機が叫ばれる昨今、「素晴らしい保育園時代」の思い出・感動を保育者・保護者・子ども達と共有し、全ての親たちにも伝えたいと思い、みんなで力を合わせ、子どもと保育園を守り発展させていく保護者会づくりをします。

- (8) 民営化後の第三者評価についてでございます。インデックス番号27の確認事項であり、確認内容は福祉サービス第三者評価を受ける予定となっているかであり、評価基準はBのみであり、両法人とも受審を予定しておりますのでB評価となります。

法人1 (8) 民営化後の第三者評価について

民営化後、概ね1年以内に福祉サービス第三者評価を受け、保育の質の向上を図ります。府指導監査実施の中で第三者評価を受けても充分評価されるとの助言をいただき準備をすすめております。

法人2 (8) 民営化後の第三者評価について

民営化後1年以内に第三者評価を受診します。また、定期的に指導計画の評価をし、保育を検証しながら次の指導計画に生かしていきます。保護者からアンケートを取るなど保育の向上に努めていきます。「保育士のための自己評価チェックリスト」を活用して今日の保育を見直し、明日の保育をしっかりと改善向上させていきます。

- (9) 保育の質の向上についてでございます。インデックス番号28の提案事項であり確認内容は職員の研修について積極的に取り組んでいるかとなっております。

法人1 (9) 保育の質の向上について

保育ニーズの多様化や子育て支援など、保育園に関する役割が多くなり、保育士には保育技術と、資質の向上及び相談支援のための知識・技術の習得が必要となります。日頃から常に自己研鑽に努め、自分の行っている保育、保育園が行っている保育を自己評価する必要があります。保育の質の向上や改善に向けて園長及び全ての職員は、保育やその他の諸活動を通じて、知見と人間性を深め、保育の知識、技術及び施設管理の質を高めるよう常に自己研鑽に努める必要があります。全職員が研修の意義及び必要性を共通に理解し、研修に積極的かつ主体的に参画できるような環境づくりに心がけ、安心・安全に対する意識を高めると共に職員の質の向上を図ります。また、保育園評価・自己評価を不断に行うことが必要であると考えます。

研修機会の確保について実施内容

- ・研修の開催案内の全職員への回覧
- ・定期的な園内研修の実施
- ・保育士会主催の講演会や個人での研修への参加
- ・職員の研修ニーズを把握し、適切な研修の機会の確保
- ・保育園内研修、派遣研修は保育園の職員体制、全体的な業務などに留意して体系的・計画的に実施。

法人2（9）保育の質の向上について

保育所の職員は、その言動が子どもあるいは保護者に大きな影響を与える存在であるので特に高い倫理性を求められます。理念や方針等の共通理解、個人の主体性や意欲、職員間の信頼関係と協働性、評価や研修等の計画的実施等によって向上します。具体的には、採用時の全体研修。外部参加の1～3年目の初任者研修。4～8年目のリーダー研修。9年以上の主任級研修等に積極的に参加します。内部研修として、外部研修参加後の伝達研修会の実施。講師を招いての専門性を高める職員研修。公開保育の実施等を通して、人材育成し個人と職員集団の保育の質の向上に努めます。

審査表にお戻りください。4職員体制に関する事項に入りますが、インデックス番号29、30につきましては、この後のプレゼンテーションでの確認事項となっております。また、このファイルには理事長及び施設長就任予定者の履歴者が添付されており、インデックスで示しておりますので、プレゼンテーション時にご参考願います。

続いてファイルにお戻りください。法人1は様式4の13ページ。法人2は同じく様式4の8ページ、3職員について（1）保育士配置についてをご覧ください。インデックス番号31確認事項であり、確認する内容は保育士配置基準は国基準を遵守し、1歳児については5：1としているかとなっております。評価基準はBのみとなっております。両法人とも要求事項を満たしておりますのでB評価となります。

法人1（1）保育士配置について

0歳定員8人／職員配置4人、1歳定員10人／職員配置3人、2歳定員18人／職員配置4人、3歳定員18人／職員配置2人、4歳定員18人／職員配置2人、5歳定員18人／職員配置2人。上記は移管後の陸院保育所の定員設定です。

0歳児3：1、1歳児5：1、2歳児6：1、3歳児20：1、4歳児30：1、5歳児30：1の最低基準配置職員を遵守し、又より一層ゆとりのある保育の充実を目指し、各クラス基準プラス1人及び1人以上の職員配置を設定し、特に乳幼児クラスでは、経験豊富な職員配置をし保護者の方々皆様に信頼安心してもらえる配置設定とします。

法人2（1）保育士配置について

子どもの発達に特に大切なのは、人との関わりであり愛情豊かで思慮深い大人による保護や世話などを通して、大人と子どもの相互の関わりが十分に行われることが重要です。そのために、0歳児3：1、1歳児5：1、2歳児6：1、3歳児20：1、4・5歳児30：1以上の保育士配置と主任保育士、看護師、栄養士、調理員、用務員等を配置します。

続いて、（2）保育士の採用及び構成についてでございます。インデックス番号32の確認事項であり、確認する内容といたしましては保育士の年齢及び経験年数に配慮した構成となっているかとなっております。

法人1（2）保育士の採用及び構成について

常勤保育士の経験年数 4年未満19人、4年～10年未満19人、10年以上12人合計50人。上記は当該3施設保育士の経験年数です。

移管後の陸院保育所の職員構成は、募集要項の運営条件を遵守し、運営3保育施設から、4年以上の経験を有する職員を抜擢し、既存施設の運営との補完関係を維持しながら実施して行きたいと考えております。過年度退職職員の再雇用、陸院保育所移管後の就労希望職員の積極雇用等、私共法人の保育方針、陸院保育所保育方針理念を積極的に理解し、情熱を持った職員による安心と安全の保育体制を速やかに構築いたします。

又、基準配置職員の2分の1は4年以上の経験豊富な職員を配置し、移管年度は新卒職員の配置は設定せず、安心と信頼のある保育を目指します。

法人2 (2) 保育士の採用及び構成について

園児が定員どおり入園した場合、保育士が12名必要なため、経験3年未満を2名、4～8年を7名、9年以上を3名配置する予定です。また職員の年齢構成は20代30代40代50代とバランスよく配置します。蹉跎保育所に勤務している枚方市の臨時職員等が移管後の保育所で就労を希望する場合は、その採用について積極的に検討します。

続いて、インデックス番号33をご覧ください。確認事項であり、確認する内容といたしまして、看護師の配置を予定しているかとなっております。評価基準はBのみとなっております。両法人とも看護師の配置を予定しておりますのでB評価となります。

法人1 看護師の配置について

当該3施設、三矢ゆりかご保育園、ゆりかご保育園、こまどり保育園、各保育園では病後児病児保育を行っており（自主を含む）各園2人の看護師体制を取っています。移管後の蹉跎保育所でも当3施設の看護師より異動、配置を考慮しておりますが、蹉跎保育所の看護師職員の就労希望があれば積極的な雇用に努めていきます。

法人2 看護師の配置について

園児の発育、発達が阻害されることなく、健やかに園生活が送れるよう、また、健康の維持・増進をはかるため常勤看護師を1名配置します。具体的には、内科・歯科健診後の家庭との連携。アレルギー性疾患への対応や、慢性疾患への対応。感染症対策（学校伝染病対策、食中毒・集団風邪など集団発生時の対策）。緊急対策（発熱、けいれん、意識障害、事故、けが）環境整備、対策。年間保健計画作成。嘱託医との連携をはかります。

次に公正採用選考人権啓発推進員についてでございます。インデックス番号34の確認事項となっております。確認する内容といたしまして、公正採用選考人権啓発推進員の設置予定はあるとなっております。

法人1 公正採用選考人権啓発推進員について

当該3施設では、大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員へ、選任職員の報告を行っております。又、大阪府社会福祉施設人権活動推進協議会に入会、枚方事業所人権推進連絡会（ひらかた人権協会内）にも入会しており、各人権研修にも積極的に参加し、施設内研修、職員研修等を積極的に行い、人権の意識、意義を周知するように努めています。

法人2 公正採用選考人権啓発推進員について

常称寺保育園では、平成14年3月1日より大阪府公正採用選考人権啓発推進員を設置し、人権啓発研修に参加し、意識の向上に努めています。また、移管後速やかに、大阪府公正採用選考人権啓発推進員を設置します。

5引継ぎに関する事項に入ります。（1）保護者説明会の開催についてでございます。インデックス番号35、確認事項となっております。確認する内容といたしまして、必要に応じ保護者説明会の開催が予定されているかとなっております。

法人1 (1) 保護者説明会の開催について

枚方市と合同で保護者説明会を、法人決定後、速やかに開催するとともに必要に応じて随時行っていきます。

法人2 (1) 保護者説明会の開催について

枚方市と合同で法人決定後速やかに開催します。また必要に応じて随時開催します。

内容については、随時お便り等を発行し、共通理解に努めていきます。

次に三者懇談会についてでございます。インデックス番号 36 確認事項となっており、確認する内容といたしまして三者懇談会の設置が予定されているかとなっております。

法人 1 三者懇談会について

保護者代表、法人、枚方市の三者で構成する三者懇談会を移管前及び移管後の各 1 年間設置し、必要に応じて懇談を行っていきます。

法人 2 三者懇談会について

保護者代表、法人、枚方市の三者で構成する三者懇談会を移管前及び移管後の各 1 年間設置し、必要に応じて懇談を行います。また、懇談の中で出た内容で対応できることは、すぐに対応していき、日常的にも保護者が気軽に担任等と話ができる雰囲気作りをしています。

5 その他（1）保育所名及びクラス名についてをご覧ください。インデックス番号 37 の確認事項であり、確認する内容として、保育所名やクラス名を引き継ぐこととしているかとなっております。

法人 1 保育所名及びクラス名について

保育所名については、「蹉跎」の名称を残し、クラス名についても現在蹉跎保育所が使用しているクラス名を残します。

法人 2 保育所名及びクラス名について

保育所名「蹉跎保育園」とします。クラス名は現在 0 歳児クラスがないので、0 歳児クラス名を保護者から募集し、決めていきたいと考えています。1 歳児以降は現行の名称を使い、1 歳児クラスうめ、2 歳児クラスたんぽぽ、3 歳児クラスふじ、4 歳児クラスばら、5 歳児クラスゆりとします。

次に移管前の引継ぎについてでございます。先ほども申し上げたとおり蹉跎の保育を引き継ぐことについても、方針として掲げているところであります。インデックス番号 38、確認事項といたしまして、1 年前より年中行事等の参加を予定しているか。インデックス番号 39 確認事項といたしまして、共同保育期間中の職員体制が確保されているか。インデックス番号 40 確認事項といたしまして共同保育期間中に個人懇談会が予定されているかとなっておりますので、審査をお願いします。

法人 1 移管前の引継ぎについて

- ・移管 1 年前から、施設長予定者等は、随時、蹉跎保育所を訪問し、保育内容等の確認（年中行事の当日参加や企画段階からの参加を含む）を行うとともに、蹉跎保育所の保育士と引き継ぎのための保育（以下、「共同保育」という。）の実施計画作成の協議を行います。

- ・平成 24 年 1 月から 3 月の 3 ヶ月間「共同保育」を実施し、移管先法人は各クラスに保育士を配置し、また、「共同保育」に参加した保育士は移管後、各クラスに配置します。

- ・看護師、調理員についても、「共同保育」期間中に随時派遣し引き継ぎを受けます。

- ・共同保育期間中にクラス担任予定者等は、枚方市の保育士とともに保護者との個人懇談を行います。

法人 2 移管前の引継ぎについて

移管 1 年前から施設長予定者等は随時蹉跎保育所を訪問し、保育内容等の確認（年中行事の当日参加や企画段階からの参加等）を行う。また蹉跎保育所の保育士と引き継ぎのため

の保育「共同保育」の実施計画の作成の協議を行う。平成24年1月から3月の3ヶ月間「共同保育」を実施し、各クラスに保育士を配置する。参加保育士は移管後各クラスに配置する。看護師、調理員についても「共同保育」期間中に随時派遣し引継ぎを受ける。「共同保育」期間中にクラス担任予定者等は枚方市の保育士とともに保護者との個人懇談を行います。

続いて、(4) 移管後の市への協力体制についてでございます。インデックス番号41、確認事項であり、確認する内容として運営移管後、市職員による民営化後の保育の確認に協力的であるかとなっております。

法人1 (4) 移管後の市への協力体制について

移管後、枚方市職員が保育内容等の確認のために訪問するときは、協力します。

法人2 (4) 移管後の市への協力体制について

移管後、枚方市職員が保育内容等の確認のために訪問するときは、協力します。また、必要に応じて保育内容等について枚方市とも相談しながら進めていきます。

次に、5引継ぎに関する事項の番号42をご覧ください。確認する内容として、蹉跎保育所の保育を引継ぐことについて、理解し、誠実に取り組もうとしているかとなっており、プレゼンテーションでの審査事項となっております。

それでは、6保護者への対応に関する事項に入ります。保護者への対応についてをご覧ください。インデックス番号43 確認事項であり、確認する内容として、保護者への対応について誠意が感じられるかとなっております。

法人1 保護者への対応について

園の運営に当たっては、保護者に対して誠意を持って対応するよう努めます。保護者と保育者のパートナーシップを大切にし、保育園へ通う子どもたちの、最善の利益を求め、積極的に保護者支援をしていくためにも、保育参観、懇談会などでは、保育者と保護者が子どもの発達や子育てについて話し合う機会としてだけではなく保護者同士が互いに子育てについて話し合い話題を共有できる場としても重要と考えます。

保育参観は、保護者が保育と一緒に参加することで、自分の子を含め他の子どもたちとも直接ふれあうことができます。子どもの反応を直接実感でき、個々の発達や子どもの特性を感じることで、集団の中の子どもの育ちや関わりが見えるいい機会でもあるからです。

クラス懇談会は、クラスの取り組みの様子や子ども達の生活、保育園での出来事、家庭での子育ての様子などを話しあい、子ども達の育ちを共有し確認する場です。また、他の保護者の話を聞き、お互いに子育てについて話し合うことで、保護者同士の関係が深められる機会ともなります。個別懇談会は、より深く個別に話し合いができ、保育者と保護者の信頼関係の構築につながる良い機会です。

法人2 保護者への対応について

日々のコミュニケーションは連絡ノート、送迎時の対話、園内での掲示などで保育の内容や子どもの様子などをお知らせいたします。一人一人の子どもの発達を見守る視点から、子どもの気持ちや行動の理解の仕方、心身の成長の姿などを知らせることは、保護者を励まし子どもへの理解を助けるという意味で、重要な支援と考えます。

安心して我が子を保育園に預けていただくために誠心誠意をもって対応いたします。素朴な疑問やご意見をお聞かせいただきよりよい保育の参考にして行こうと考えます。

クラス懇談会や個人懇談会の春、秋、年度末の実施及び随時実施をし、必要に応じて柔軟に対応いたします。保育参観や「1日保育デー」などにおいても、保育の意図、日常の保育や子どもの様子、課題などを保護者に伝えるとともに、保護者の気持ちや悩みを直接聴き取る機会としたり、保護者同士の交流の場となるようにします。

続いて(3)保護者負担についてをご覧ください。インデックス番号44 確認事項であり、確認内容として現行より負担が増えることはないかとなっています。

法人1 (3) 保護者負担について

既に入所している児童の保護者の負担が増えないようにし、新たなサービス実施の対価として負担を求める場合は、事前に保護者に説明、理解を得た上で実施します。

法人2 (3) 保護者負担について

保護者負担は公立の時より増えないようにします。ただし、新たなサービスをする場合は、保護者に事前に説明し、理解を得た上で実施します。

保育所見学への協力についてをご覧ください。インデックス番号45番であり、確認する内容としたしまして、保護者の保育所見学に対し、協力的であるかとなっております。

法人1 保育所見学への協力について

蹉跎保育所の保護者が、園の見学を要望した場合、私共三矢ゆりかご保育園をより知ってもらい理解していただく為にも積極的に見学を希望いたします。

法人2 保育所見学への協力について

常称寺保育園への見学を希望される場合は、協力します。

続いて、7保育所整備計画に関する事項についてに入ります。第2回選考会議で応募書類の第1回選考会議からの変更点として「施設整備計画書」を様式4から書類追加したため様式5に変更し、図面等の提出については、法人決定後、市の建設に係る部局、開発に係る部局と協議を行いながら、保護者会とも新保育所について協議を行い、保護者意見を反映できるところは反映していった建物を建ててもらうため、図面の提出を求めても、設計図とおりとならないこともあり、設計図の提出は求めないことと本選考会議でも決定されたところです。しかしながら、今回、法人1から参考として図面の提出がなされましたが、様式5の施設整備計画書で審査をお願いいたします。

インデックス番号46 確認事項であり、確認内容として児童福祉施設最低基準等の関係法令を順守した整備計画となっているか。インデックス番号47 提案事項、確認する内容は子どもの視点に立った施設整備、安全確保が提案されているかについて審査をお願いします。

法人1

西下がりに樹木を望む敷地環境を踏まえ、子供たちの自然への関わりが広がるよう、西側下段を屋外遊戯場(園庭)とし、保育室より開放廊下を介し西側を望む出入りとするべく、南北に保育室を配した。また、活発な4・5歳児を園庭に近づけるため保育室を地下1階に配した。通風・採光についてはドライエリアで配慮している。

建物入口は、子供たちへの圧迫感の軽減、安全のため道路から奥まったものとしている。これは敷地内の駐車駐輪台数を多くし、園児送迎の保護者の迷惑駐車駐輪対策ともなっている。

そのため建物としては敷地中央に地下1階、地上2階の3層となり、0・1歳児保育室を2階で穏やかに南面させている。

ほか、建物、設備等について、明るく開放感のあるものとするため、以下のように考えている。

- ・出来るだけ開放感のある鉄骨造とする。
- ・保育室は開放廊下よりの出入りとする。
- ・各部屋には、多くの採光が入るようにする。
- ・保育室の床材は檜とし、他の内装材もぬくもりのあるものを優先する。
- ・全クラス床暖房とする。
- ・遊具等は、風景と一体になる夢のあるものを設置する。

法人 1 は図面が添付資料として提出されています。

法人 2

周辺の静かな住環境を守りながら、子どもの安心・安全な施設整備を行います。具体的には、大きく分けて道路に近い上段部分の現楽寿荘に近い場所に 2 階建ての園舎を建築して、周辺地域に対して生活音の配慮をしていきます。

また、土地の南側は住宅地と隣接するため、防音効果の高いフェンスを張り周辺地域の理解を得られるようにしていきます。また送迎用の自動車の駐車・駐輪スペースを敷地内で最大数確保できるよう、同時に子どもの安全に配慮したものに仕上げます。

園舎の 1 階部分には 0、1、2 歳児の保育室を確保して、外遊びが活発に取り組めるように隣接部分に一面芝生の乳児用の第 2 園庭を作り、乳児が安全に遊べる環境を提供します。2 階には 3、4、5 歳児の保育室を確保します。保育室は弾力運用も想定されるので広めのスペースを確保し、遊戯室や、一時預かり保育室も確保していきます。子どもの安全面を大切にし、ドアに指詰防止、柱の角でケガをしないような建材使用や、転落防止対策、シックハウス対策にも留意します。子どもの目線に立った視界が確保されるような高さ等、より安全な動線を考えます。内装は温もりが感じられるよう、フローリング床等、木製を多用します。園舎の中心部分に厨房を配置して、常に身近に食を感じる環境を提供します。ランチルーム兼子育て支援スペースを確保し、保育室は床暖房とエアコンを全室設置します。

土地の下段部分は、園庭とし、フェンス周辺部分に果樹や、菜園活動の出来るスペースを確保し、食育活動につなげていきます。大型総合遊具や、砂場、築山を配置し、体作りや豊かな遊びが広がるようにします。

以上でございます。

委員：間取りの指定はないわけですか。

事務局：ございません。

委員：46 はつけなくていいんでしょうか。

事務局：募集要項作成の段階では、図面の提出も考慮していましたが、最終的に選考会議の議論の中で図面を求めないということになりましたので、図面を提出は求めています。図面がないと基準がどうなのかということは検証できませんので、46 は評価していただくことは難しいと思います。標準にそろえていただくかどうかということになるのかなと思います。

整備計画を出されましたら、他の部署でチェックが入りますので基本的には守っていただくことになります。

委員：比較するとすれば図面があったほうがよかったんですが。

事務局：枚方市が造成を行います、造成がまだできていないので、造成ができた上で書いていただくのがよいと思っています。今、提案していただいているものですが、これがこのまま建つかどうかということも建築基準で確認させていただかないとわかりませんので、法人が決定して設計図を描いていただいた時には保護者の方にも見ていただいて、決めていくことになります。

座長：46に関しては公的な基準でもありますし、Bということでよろしいでしょうか。

委員：先程、出たように統一して。

座長：標準にしておいていただければと思います。

委員：22番の内科検診のところですが、法人2が回数書いていないのですがCとしてしまうことになるのでしょうか。

事務局：法人2は、具体的に内科検診等の実施回数が全く書かれておりませんので、書類だけ見ていきますとCという評価になるのかも知れませんが、この点についてはプレゼンテーションで再度、ご確認いただければと思います。

委員：2回、1回ということ为先方は、ご存知なのですね。

事務局：健康の記録という添付資料がございますが。

委員：回数はこちらが出している募集要項より下回っていますよね。

委員：ぎょう虫と歯科検診は下回っています。これも確認すればいいわけですか。

事務局：今の保育所がやっている内容が書かれていますので、検診回数とか検診内容については学校保健法という法律に保育所も基づいてやっていますので、再度、プレゼンテーションの時に確認していただければと思います。

よろしければ、これから集計の作業に入らせていただきたいと思います、よろしいでしょうか。

座長：そうですね。

事務局：委員の皆様には、これからしばらく休憩していただくということで、よろしいでしょうか。

後ろにつけている資料もございますので、見ていただいてプレゼンテーションの時に確認、質問していただければと思います。

(委員：休憩、事務局：仮審査表集計中)

事務局：まだ集計をしておりますので、この時間を利用させていただきまして、午後からのプレゼンテーションの説明をさせていただきたいと思います。

お手元の資料2をご覧くださいと思います。合わせて資料1、本日の日程の中のプレゼンテーションの部分も見ていただきながら説明をさせていただきます。プレゼンテーションにつきましては、本日午後1時半から法人1、社会福祉法人寝屋川聖和福祉会、2時半から法人2社会福祉法人めぐみ会という順番で行います。会場につきましては、この同じフロアになりますが、第2委員会室の方で行います。プレゼンテーションの前には委員の皆様お手数ですが場所を移動していただくということになります。法人からの出席予定者ですが、法人1は理事長、施設長予定者、主任予定者の3人となっております。法人2につきましては、理事長と施設長予定者の2人となっております。プレゼンテーションの要領ですが、まず最初に入場して来ましたら、法人からそれぞれ自己紹介をしていただきます。

プレゼンテーションにつきましては、1法人15分と時間を決めさせていただいており

ます。時間が早く終わりましたらよいのですが、15 分を超える場合につきましては、こちらの方で 15 分の時点で終了ということで時間を切らせていただくことになります。事前に法人の方にはプレゼンテーションに盛り込む事項ということで 5 項目示しております。1 番目が応募の動機・目的について。2 番目が代表者及び施設長の法人及び保育所運営に係る考え方について。3 番目が保育の質の向上や職員の育成について。4 番目が蹉跎保育所の引継ぎについて。5 番目が保育所整備についてということです。法人のプレゼンテーションが終わりましたら各委員の皆様より法人に対するご質問をしていただく時間ということで概ね 25 分程度の時間をとっております。この 25 分につきましては、おおよその時間ですので、そのときの状況によって必要な時間をとっていきたいと考えております。質問の回答ですが、3 人ないし 2 人で来ていただいておりますので、特に指名していただいて聞いていただいても結構です。法人 1、法人 2 と同じ要領でプレゼンテーションを行いまして、全ての法人のプレゼンテーションが終了した後で意見交換、採点していただくことになります。

資料 3 の方ですが、資料 3 につきましては、応募法人にプレゼンテーションのやり方について説明をさせていただいているものです。開始時間につきましては空白になっておりますが、法人の方には 13 時 30 分、14 時 30 分というように示させていただいております。

プレゼンテーションが始まりましたら、法人の方で中央の席と書いておりますが、プレゼンテーション会場のレイアウト図を示させていただいている中の法人と書いた席でしていただくことになります。事務局の方で自己紹介をしてくださいと言いますので、その後、法人の方でプレゼンテーションをされるということになります。プレゼンテーションにつきましては両法人とも今日はパワーポイントを使ってプレゼンテーションをされます。それぞれ説明資料ということで、事前に資料も提出していただいておりますので、その資料も合わせて使いながらのプレゼンテーションということになります。1 法人 15 分以内のプレゼンテーションということにしておりますことから、15 分の時点で終了してなくても終了とさせていただきます。終了時刻の 3 分前と 1 分前に事務局の方から法人の方には時間をお示しします。5 つの項目は盛り込んでくださいということですので、特に委員のほうで、この項目以外でも質問したいという内容がございましたら、質問していただいても結構です。質問の時は、どなたがされても結構ですが、挙手していただいて質問していただくことでお願いします。以上が、午後からのプレゼンテーションの進め方です。

座長：何かご質問ございますか。

委員：2 者ありますが、お互いに今日はあの人が来るということをご存知なのですか。

事務局：それはございません。何法人、応募されているかも言っておりません。

委員：横のつながりというのはあるのですが。

事務局：公募に関しては全く別ですが、日常的な保育園運営の中ではつながりはあります。

私立保育園は月に 1 回、役員会と園長会をやっておられて、枚方市は公私協調でやっているということにしておりますので、その場に連絡事項があれば報告させていただいたり、説明させていただいたりしています。

委員：公立、私立の交流の場はありますか。

事務局：今年から始まりましたブックスタート事業についても事前にプロジェクトを公私で集まって作っていただいております。

委員：こちら側の紹介は、なしでいくのですね。

事務局：そうです。どなたがどの委員とはわからないかもしれませんが、委員名簿につきましてはホームページにアップしておりますので、こういった方が委員をしておられるかはわかっておられると思います。

ご質問される時に、コミュニティの立場からとか、保護者の立場からとかおっしゃっていただくことは結構かと思います。

座長：ほか、ご質問ございますか。

事務局：保育所見学行っていたいたのですが。

委員：行って良かったです。

事務局：仮集計に今少し時間がかかるようですので、昼食休憩といたしましょうか。

座長：それでは、ただいまから昼食休憩を取りたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。ご異議ないようですので、昼食休憩といたします。

(昼食休憩)

座長：それでは、事務局から仮審査集計表がお手元に配られていると思いますが、事務局から説明をお願いします。

事務局：お配りしております仮審査集計表は、午前中の書類審査を終了したもので、委員の皆様には評価をしていただいたものを委員名がわからないようにするために、委員名のところに任意に番号を1から7までふっているものでございます。各委員の皆様には、自分の番号についてはお示しをさせていただいており、審査項目ごとにそれぞれ委員の皆様がどのような評価をされたのかを転記させていただいております。

座長：事務局から説明がありましたが、何か、お尋ねございますでしょうか。

7人のメンバーでやっておりますので、誰が誰とわかるかも知れませんが、ここはオープンに意見交換ができればと思います。

特にございませんか。ないようですので事務局から、この後にスケジュールについて説明をお願いします。

事務局：今、お配りいたしましたのは、あくまで書類審査が終わった時点での仮審査集計表ですので、プレゼンテーションで採点していただく部分も残っておりますし、プレゼンテーション内容及び書類審査上の疑問点等を、法人に対して質問していただき、評価を変更されることも可能ですので、よろしくお願いいたします。午前中にもご説明いたしました、プレゼンテーションにつきましては同じフロアにあります第2会議室で行いますので移動をお願いいたします。

(移動)

事務局：それではプレゼンテーションを始めていきたいと思います。

(法人1入室)

事務局：それでは自己紹介をお願いします。

法人1：理事長の松岡弘でございます。よろしくお願いいたします。ゆりかご保育園園長の水原千賀子です。よろしくお願いいたします。ゆりかご保育園主任の高橋直美です。よろしくお願いいたします。

事務局：ご着席ください。

プレゼンテーションは、法人が用意されたものを15分以内でプレゼンテーションをしていただきます。事務局がプレゼンテーションをお願いしますと言ってから15分以内と

し、15 分が経過した時点で終了といたします。なお、終了時間の3分前と1分前にそれぞれ、3分前、1分前と書いた紙をお示しいたします。プレゼンテーションには、事前にご説明しているとおりの、次の内容を必ず盛り込んでください。1 番目が、応募の動機・目的について。2 番目が、代表者及び施設長の法人及び保育所運営に係る考え方について。3 番目が、保育の質の向上や職員の育成について。4 番目が、隣接保育所の引継ぎについて。5 番目が保育所整備についてです。プレゼンテーション後、各委員からプレゼンテーション及び提出書類等について質問があります。質問の回答はどなたがされても結構ですが、指名された場合は、指名された方がお答えください。時間の都合上、質問にはできるだけ簡潔にお答えください。以上です。

それでは、プレゼンテーションを始めてください。

法人1：ただいまから始めさせていただきます。法人また施設の紹介、また保育方針を述べさせていただきます。先の園長が民生委員、保護司の役を受けた中で、何か皆様方のお役にしたいという思いで、昭和54年4月定員60名で寝屋川市点野にて「ゆりかご保育園」を設立いたしました。57年4月、枚方市光善寺にて定員90名の「三矢ゆりかご保育園」を設立し、現在は150名で運営をしております。ゆりかご保育園隣地において「老人介護施設ゆりかごデイサービスセンター」を設立。また、香里園において「認知症対応型グループホームゆりかご」を設立し、現在に至っております。また、別法人では東仁福祉会の方々の委託を受けて昭和57年7月寝屋川市仁和寺にて定員90人の「こまどり保育園」を運営しております。私ども法人では3施設の保育園を運営しております。それでは、枚方市の「三矢ゆりかご保育園」の紹介をいたします。この写真は玄関正面からの写真。周囲の環境は光善寺駅より徒歩15分の場所に立地しておりまして、近隣の主な施設は玄関前に伊加賀西小学校。また横に公園、老人介護施設大寿会病院等がございます。保育園の方針でございますけれども、施設長の水原の方からご説明をいたします。

保育園の方針を説明させていただきます。保育者と子どもたちがしっかりと関わっていく中で体を鍛えて元気な子供に、そして心を明るいやさしい子どもに、自分で考え頑張る子ども、みんなと仲良く遊べる子供に育てていきたいと思っております。また、年間行事といたしまして春には園外保育で出かけたり、近くの畑でレンゲ摘みをしたり、自然とのふれあいを大切にいたしております。また、夏には夏にしか経験できないプール遊び、水遊びを思いきり楽しみ、夏祭りでは卒園児、地域の方々との交流を深めております。秋には収穫の秋ということでおイモ掘りを体験したり、運動会では親子のふれあいを大切に全クラス親子競技を楽しんでおります。また、年2回行います参観では園での子供達の様子、また子供達の成長を見ていただいております。秋に行います作品展では、ものづくりでの1年の成長を見ていただき、保護者の方々からも好評をいただいております。冬になりますとお餅つき、クリスマス会などを開催し、またお正月の伝承遊びなど、こどもたちが実際、自分たちで作ったもので遊ぶということをしております。そして、発表会では子供達の1年の成長を見ていただく機会という形で、毎年、保護者の方々も楽しみにいただいております。発表会では歌、リズム、劇、和太鼓などを見ていただいております。また給食に関しましては、メニューは市の献立をベースに栄養士、調理士がおいしい給食を作っております。給食施設は3施設とも完全給食で、給食室は明るく清潔をモットーにいたしております。また、日々の給食はこうに作らせていただいております。食育に関しましては、みんなでカレーづくりやクッキー作りも楽しんでおります。保育事業内容につき

ましては、理事長の方よりご説明させていただきます。

それでは保育事業内容ですが、下記のとおり保育事業内容を行っております。保育事業内容は保護者の目線にたった保育をということで下記の事業ですけれども、延長保育は保護者の方のゆとりある送り迎えをということで朝の7時から夕方20時、8時まで延長保育を行っております。実績では3施設とも15年の実績があります。また、一時保育も各施設行い、障害児保育は重度の身体、知的の施設であるバルツァ事業会の指導を受けて園内研修を始め、園外研修についても積極的に参加し、障害児保育体制を確立しております。また、病児、病後児保育では各施設常勤の看護師2名を配置して対応しております。そして、最後の休日保育では寝屋川市で唯一の施設としてゆりかご保育園が日・祝日の保育を実施し、現在にいたっております。

続きまして、子育て支援事業でございますが、育児相談員、スマイルサポーターの資格を持った職員が日々、育児相談を行い、ほか、子育て支援では園庭開放、未就園児の保育体験、お誕生日会等、地域の子育ての交流の場として、地域のボランティアの方にもご協力いただき、また、枚方では主任児童委員会の方々と共に地域との交流の場としての子育て支援事業を行っております。そして、また子育てサロンとしての絵本の読み聞かせ、そしてまた出前保育、そして老人会での出張レクレーションなどの活動をしております。特別保育では私ども法人は子どもたちが元気いっぱいの子どもたちとして育てたいという願いから、3歳からは週1回の体操教室。そしてまた5歳児は月1回の和太鼓教室。そしてまたスイミングスクールは3歳児から週1回、子どもたちの体力向上という形で取り入れております。セキュリティでは常勤の警備員が朝8時から9時半、夕方16時から18時30分まで警備しております。そしてまた園内のセキュリティは、ご覧のとおり監視カメラ等で万全の態勢を取っております。職員配置でございますが、蹉跎保育所の仮の定員設定を書かせていただいております。この中で各クラスとも複数の担任設定で、できるだけゆとりのある職員配置を設定し、そしてまた経験豊富な職員を配置し、安心と信頼のある保育を目指していきたいと思っております。参考資料といたしまして、「三矢ゆりかご保育園」の定員設定を書かせていただいております。各クラス複数の職員配置をし、ゆとりある職員配置をしております。

それでは応募に至る動機目的でございます。蹉跎保育所の保護者皆様方には民営化によって民間の低の中身は、職員の資質は、徴収金とは、不安と心配がいっぱいだと思えます。私たち法人は職員資質、施設長の選任、延長、一時保育等で子育て支援にかけける思い、熱意は他の法人に劣ることなく、民間に託してよかったと納得していただき、公から民へ移行のお手伝いができるのは私ども法人と自負し、また熱望して、今回応募いたしました。そしてまた、「子どものための保育所」、「働く保護者が安心して子どもを預けられる保育所」を目標に保育を進めていきたいと考えております。

次に保育所運営に関わる考え方でございますけれども、社会福祉法人として「清く正しく生真面目に」の奉仕の精神をモットーに職員資質の育成を心掛け、ゆとりある職員配置、働きやすい環境を第一に、元気で心のやさしい明るい子どもたちが育っていくと考えております。保護者の皆様方の目線に立った保育を目指し、また経理担当の税理士さんの助言、そして社労士さんの助言、そして理事の方のご意見を聞きながら効率的な経営を方針として運営にあたっていきたいと考えております。

保育の質の向上や職員の育成についてでございます。下記に記載のとおり積極的な園

内、園外研修を実施し、職員の質の向上を進めてまいります。その中でも一番最後に記載させていただいていますように人権研修への積極的な参加、施設内研修、職員研修の実施。また大阪労働局の公正採用選考人権啓発推進員への選任職員の報告。大阪府の社会福祉施設人権活動推進協議会への入会。枚方事業所人権推進連絡会への入会等で研修を行っております。

蹉跎保育所の引継ぎについてでございます。申込書に記載されていますとおり約束事は遵守し、また誓約いたします。この記載されている中で特に大事なことは、平成24年1月から3月の3か月間「共同保育」を実施し、移管先法人は各クラスに保育士を配置することとあり、蹉跎保育所に私ども100%の職員配置をし、また私たちの当該施設の保護者の方にも安心をしていただける配置をしていきたいと思っております。また、他の約束事は遵守し、誓約いたします。

保育所整備についてでございますが、保育所整備は各部屋には多くの採光が入るように明るい保育園にしたいと考えております。また、保育室の床材は檜をベースといたしまして、他の内装材もぬくもりのある素材を優先していきたいと思っております。また、私たち法人のこだわりですが、全クラス床暖房としクリーンな環境の中で子どもたちとのふれあいをしていきたいと考えております。もちろん、空調設備等は全クラス完備させたいと思っております。そしてまた整備予定地は自然の豊かな木々の茂った高台に立地するため、イメージは森の中の保育園という考えで設定したいと思っております。できるだけ環境を残して、子どもたちが楽しい保育園となるように設定していきたいと考えております。保育所整備につきましては、私ども「三矢ゆりかご保育園」の時の施設整備の経験を生かして遅滞なく整備事業を進めていきたいと考えております。国・府・市の整備事業の事前協議に則って着々とゆとりを持って進めていきたいと考えております。そして保育所整備に係る資金計画は、法人の資金を活用し、無理のない資金計画を計画いたしたいと思っております。

急いで、本当に駆け足で説明をさせていただきました。まとめに際して、法人といたしましては元気いっぱいの子ども、ごあいさつのできる子ども、思いやりのあるやさしい心をもった子どもを育てるという理念の中で保育しております。特に元気な子どもを育てたいという思いで嘱託医の小児科の先生にご助言いただき、薄着保育を行っておりますが、蹉跎保育所では地域性、文化性を考慮し蹉跎保育所の保育方針を継承し、保護者の方々に安心と信頼のある保育所づくりを目指したいと考えております。以上で私どもの法人施設そしてまた保育所の方針を説明させていただきました。どうもありがとうございました。座長：どうもありがとうございます。それでは、ただ今から各委員の方からご質問させていただきますので、よろしくお願いします。時間が限られておりますので、申し訳ありませんが単刀直入に、ご質問ある方は簡潔にお願いします。

委員：障害児保育について、具体的にどういった形で保育をしておられるのか教えてください。

法人1：今日は枚方の園長、主任がきておりませんが、私ども障害児保育は担当がいろいろな研修などで勉強し、先ほども述べましたようにパルツァ事業会専門のケースワーカーの講義、講習を受けながら対応しておりますが、専門の障害児保育の学校を出ておりませんので、子どもとのふれあいの中で関係各位の方と協議し、保護者または保育園、そしてまたパルツァ事業団のケースワーカーの方の助言を受けながら4者で障害児保育を進めていっております。

委員：具体的にどういった形で障害児保育をしておられますか。障害のある子どもだけ別の場所で何かしたりとか、そうではなくて健常の子と一緒に何かをするとかですか。

法人１：そういう障害のある子どもだけをどこかで別にとかは、全然しておりません。健常児と一緒に分け隔てなく保育をしております。障害児加配の職員も研修を受けて配置して、一緒に保育しております。

委員：やっぱり障害のある子どもだけの何か取り組みとして、日常生活の中で週に１回とか何かを作ったりとか、そういうこともされていないということですか。

法人１：基本的に私ども障害の子どもだからということではなく、特別にするとかそういう形はとっておりません。健常児と一緒にような形で保育を行っております。その中でいろいろな形で配慮し、また、子どもたちも他のクラスの子どもたちも同じクラスの子どもたちも別に意識をしていなくて、一緒に関わっておりますし、逆にそういう形でこちらが別の設定を持つとなると、子どもたちも遠慮がちになったり、職員もそういう意識を持って、逆にスムーズな保育ができないと思っております。健常児と一緒に、また保護者の方も同じ考えで関わって欲しいという考えでおります。

委員：今のと関連した質問なんですが、障害児は今現在、何人いらっしゃるのですか。

法人１：今現在は２人です。過去には５人、６人とお預かりさせていただいた年もあります。

委員：先日、見学に行かせていただいたのですが、太鼓の練習をしていらっしゃる時にお伺いしたのですが、太鼓には参加しないんですか。

法人１：その時の子どもの状態によって、いろんな保育に参加できる時もありますし、参加しなさいと強制する形はとらないし、興味を持った時に参加するようにしています。子どもの状態を見ながらゆったりと保育していきたいと考えています。

委員：一時保育をなさっていますが、特定保育、週に何回かお仕事の関係で預けられているお母さんや一時保育は突発的な理由で週に２、３回位預かってほしいというお母さんもおられると思いますが。

法人１：そうですね、地域性で、もちろん、待機児童もございますし、また、申し込みも多いので特定保育という形での申し込みも多いですね。ただ、ちょっと一時保育は少ないですが。設定は何人かしております。

座長：他にございませんか。

委員：応募に至る動機ということで、公から民への不安が存在するということを書いておられますが、具体的にはどういったことですか。どのように皆さんは思っておられるわけですか。

法人１：冒頭に、動機の中で述べさせていただきましたが、私ども民間保育園はいろんな保育方針を立てて頑張っております。公立に行っておられる保護者の方は潜在的に公立は民間に比べて職員配置が多いとか、徴収金があるとか、保育方針も中には厳しいと感じて捉えられる保護者も多いのです。そうではなくて、私どもは、ポジショ的にこの立場、私ども方針として、公立も民間もそうですが、元気いっぱいの子どもを育てていくというのが方針ですし、職員配置も、昔はよく民間は公立に比べて劣るだとか、よく言われたのですが、今は本当に職員配置は、もうどちらの保育園にも負けないうくらいゆったりと配置しておりますし、保育方針も、これは変な言い方ですけども民間の中でも選ばれていかないと、極端な話、語弊がありますが生き残っていけないという状況で、保育方針もし

っかりと保護者の理解を得られないと認めてもらえない。もちろん、努力もそれにそってしておられるのでしょうか。潜在的に公立の保護者の方は、特に反対の立場になりましたら、保育の質はどうか、職員の質はどうかと思われるわけですね、反対の立場でしたら当たり前だと思うんですね。もし、自分が親だったら、いやそれはちょっと反対ですと。そうじゃないんです、一生懸命、民間も頑張っていますよということを今お話しさせていただいております。

委員：保育所整備計画書の中で3歳から5歳までを園庭に一番近いところで、0歳から2歳を上階となっているのですが、三矢ゆりかご保育園も多分、2階が一番小さなこどものクラスからなっていると思うんですが、それは理由があるのですか。

法人1：まず、私どもは他の3施設もそうなのですが、一番大きいクラス3歳、4歳、5歳は1階に位置してすぐに園庭に出ていろんな遊びを元気いっぱい関わって欲しいということで設定しております。0、1、2歳の子どもたちは2階の方で、ゆっくりと日に当たってもらい、1階も日当たり良くしているのですが、特にゆっくりとして欲しいという形で、そしてまた園庭に出てくる場合はテラスを設けておりますけれども、園庭に出てくる時も子どもたちは階段を上り下りしながら、職員とともに園庭に出てきて活動してもらいます。1階の方に、0、1、2歳を配置しておられる園もあるのですが、できるだけ3歳、4歳、5歳になりましたら活発に園庭の方にすぐに出て元気良く活動して欲しいという願いで、そういう設定をしております。

座長：他にございませんですか。

委員：3園とも全て開放廊下なのでしょうか。

法人1：そうです。3園とも全て開放廊下です。

委員：雨は降り込んだりしないのでしょうか。

法人1：設計上、庇は上にあり、雨が降り込まないようにしております。ただ、余りきつい時は振り込む場合もありますので、三矢以外の他の園は補助式のドアを設定していますが、それを開ければ全て開放廊下となるようにしております。三矢も建てた中で4年を経過しまして、激しい吹きぶりの時は雨が入ることもありますので、工事見積もりを取りまして、来年はそこらのところをなにがしかの対策を取ってまいりたいと考えております。来年、工事に係る予定をしております。

座長：他にございませんでしょうか

委員：保護者会というものがあるのかどうかと、保護者会があるとすれば、その保護者会と保育園がどう関わって、どういう形で行事とかを進めておられるかお聞きしたいんですが。

法人1：基本的に私ども3施設は保護者会というものはないのです。常に先ほどもお話をさせていただいたように参観等、いろんな行事を通じて保護者の方々と意思疎通を図っております。

行事の中でお手伝い等あるのですが、特に私どもはいろんな形で保育園にあずかるということは働いておられる、お忙しいですので、その中で語弊があるかも知れませんが、お手を煩わすことは、時間帯でいろんなことをしなければならない場合に、また、いろんなお仕事をしておられる中で、逆にそこらのところがいいのかなと思うのですが。主任にもそこらのところもいろんなことを聞きまして、なかなか皆さん忙しい中で保護者会のほう難しいかなと思うのです。いろんな行事の時は一緒に手伝ってもらいながら助言をいただ

いて、全く保護者会いりませんか、そういう形でなくて、いろんな形で関わりを持って欲しい、できるだけ手を煩わせないような形でしたいと思っております。蹉跎保育所の保護者会がもしありましたら、そのまま継承していきながら、皆様方の目線にたつてということで、保護者の立場、また、利用者の立場に立って進めていきたいと思っておりますので、保護者会があるようでしたらそのまま継承していききたいと考えております。

座長：他にございませんでしょうか。

委員：特別保育の体操とかプールとか書かれていたのですが、これは全て別料金になるのでしょうか。

法人1：体操も和太鼓も、中には記載しておりませんが、余り記載するとそればかりかということになるのですが、5歳児は英語も取り入れているのですが、体操も体操の選手になるとか、和太鼓も和太鼓のプロになるとか、そういうことではなくて、体操の先生との遊びを通してサッカーをしたりドッチボールをしたりいろんな形で体力作りをしていく、和太鼓も日本文化、和の文化を取り入れてとの考えからしておりますし、英語も外国語コンプレックスというのもありますし、子どもたちに外国語の先生と遊びを通して関わっていくことで取り組んでいきたい。殆ど徴収はないんですけど、ただ一点だけ、スイミングスクールは希望者の方に契約してもらってむこうのコーチと職員と一緒にプールに入って3歳から遊びながら、3歳以上児は週に1回行って、月に3,500円いただいております。他は、会費はいただいております。

座長：ここで一点、保育所調書の中に有給休暇の部分があるのですが、有給休暇の20年度の報告が、お願いした資料の中に保育所調書というのがあるんですが、職員の有給が、ここに数字が入っていないんです。書き落としかと思っておりますので。

法人1：取得状況、これは書き落としですね。これについては私も時間があつたらお話をしたいと思うのですが、職員の定着率はこの中にも書かせていただいておりますけれど、高いです。職員の福利厚生というのは、私の考えではかなり考えておりますし、できるだけ有給消化率も100%取るようにと、先ほどお話ししましたけれど、専門の社会保険労務士の先生を入れて就業規則を作ったわけですので、育児休業制度だとかいろんな制度がありますけれど、専門の先生に相談しながら働きやすい環境を作っていこうと。職員の有給休暇率100%という形でないといい保育、明るい保育を、職員が明るくないといい保育ができませんので、私は自信を持ってお話しできます。この主任も先ほど言いましたように、公立の保育園預けて頑張ってもらっているわけで、他の保育士も地域の保育士でしたら、保育園に預けながら頑張ってくれています。

座長：他にございませんでしょうか。

委員：少子化で将来、経営についてどのようにお考えなのか。

法人1：皆様、ご存じのとおり少子化となつてきております。また、こういった社会情勢の中で、就労希望の方、お子さんを保育園に預けられる方も多いのですが、先さき、どんどん少子化が進んだ場合に、やっぱり民間保育園の人は、これから経営的にいいと生き残っていかなければ駄目です。そのためには、保護者に認めてもらわないと、ただお預かりしています、お子さん、保護者の目線にたつて、いろんな事業をしていかなければ、保育園の方の例えば待機児童が減り、どんどん少子化が進み保育需要が減っても選ばれる保育園でないと、保護者の目線にたつて、よい保育をしていけば、皆さんに信頼して預けていただけるかなと。私はそういう考えでやっています。一定、保護者の目線にたつてとい

う話ですが、通所介護のデイサービスを保育園の隣でやらせていただいているのですが、3年前から介護保険制度が変更になりまして、かなり減算になったのですね。どこのデイサービスの皆さんも、それ以降は9時から5時の時間帯の中でしか通えない。中には違うところもありますけれど、それでは皆さんの目線にたっていないと。1時間、2時間いるだけでもお迎えに行きます。給食だけでも行きますと、そうするとかなり経営的には、職員配置、運転手の配置も苦しいのですが、皆さん、利用者の目線にたったならそれも当然だと思いますし、その代わりデイサービスの経営は決算報告書を見ていただいたら、余り潤沢ではないのですが、別に利益を追うだけではありませんから、何とか、まわっていったら、皆さんのお役にたてばいいとの思いから、保育園もそうなんです、地道にしていけば皆さんに理解してもらえと思い、デイサービスも皆さんの目線に立った経営をさせていただいています。

座長：他にございませんか。

委員：食育に力を入れていらっしゃると思うのですが、食材はどのような形で調達されていますか。

法人1：食材は専門の業者が中央市場の方から仕入れて入れてもらっています。国産ということではしておりますが、やむを得ず外国産を使う場合は安全だという証明書をもらって使用しています。

座長：他にありますでしょうか。今少子化の話が出たのですが、それよりも厳しいことが今、目の前に迫っています。一般財源化の問題があります。22年度は一応、収まったようですが、23年度以降、まだ、その点が明らかになっていないようなのです。それが厳しくなってきたら、蹉跎保育所はもういらないよということでは困りますので、保育事業の内容も含めてトータルな問題となってくると思うのです。ですから、その点についてどうなるかわかりませんが、お考えを厳しくすることは目に見えていますから、そのことも含めてこの蹉跎保育所をどうされるのか。先々のお話で申し訳ないのですが、我々としては心配がありますので、その時に財布が小さくなって、後から来たものを外すということでは困りますので。

法人1：外すとか、そういう気持ちは毛頭ございませんので。何回もくどいようですが、先ほどもあまりこういう話をすると自慢みたいになりますけれど、過去、寝屋川市の訪問指導のケースワーカー、枚方市のケースワーカー、いつも子育て支援の申し込みをしに行かれた時に、ゆりかご、こまどり、また三矢も、これは上手に言っているかどうかかわかりませんが、人気があつてなかなか入れないところだと、いつも言っているんです。こちらの一生懸命という思いが少しずつでも保護者の方に伝わっていくのかなと思っていますし、また、廃止ということはならないように、どこの保育園でもそうすけど、関連の施設、蹉跎の保育園も保護者の信頼を得て一杯になるようにしていきたいです。

座長：他にございませんでしょうか。

委員：今、現在のお考えで、裸保育は継続されようとしていらっしゃるんですか。

法人1：私どもの保育園ですか。

委員：今、現在は蹉跎保育所を引き継ぎされて、その後、どうしようと思っていられるかをお伺いしたいのですが。

法人1：まず、現在の3施設は裸保育という用語がありますが、薄着保育をしている中で、

保護者の理解を得ながらしておりますけれど、蹉跎保育所に関しましては、先ほどもお話をしましたように、蹉跎保育所もいろんな形でしておられますように、いきなり私どもが引き継いで、裸保育だったら、保護者の方びっくりされますので、大反対ですと言われますので、それは当然のことです。蹉跎保育所関係の方、職員の方ともお話をしながら、また、保護者の方に説明させていただきながら、私ども理念としては薄着保育ということで、風邪もすくないですので、私ども薄着保育という形を取らせていただきますけれども、蹉跎保育所に関しましては、今までの保育方針を継承しながら、その中で今までのいろんな保護者の方とお話をさせていただいて、先々、理解を得られましたら薄着保育は取り入れていきたいとですけど、保護者の方のご理解も必要ですので、私どもの方からこれは取り入れますと、そういう考えはないです。ただ、その中でも強調したいのは元気いっぱいの子どもを育てていくというのが私どもの考えです。

座長：他にご意見ございませんでしょうか。よろしいですか。ちょうど時間が参りましたので、ありがとうございました。

法人1：ありがとうございました。

(法人1退室)

(法人2入室)

事務局：それでは自己紹介をお願いします。

法人2：めぐみ会理事長、常称寺保育園園長の岩田公子でございます。よろしくお願いいたします。同じく事務長の谷知樹です。よろしくお願いいたします。

事務局：ご着席ください。

プレゼンテーションは、法人が用意されたものを15分以内でプレゼンテーションをしていただきます。事務局がプレゼンテーションをお願いしますと言ってから15分以内とし、15分が経過した時点で終了といたします。なお、終了時間の3分前と1分前にそれぞれ、3分前、1分前と書いた紙をお示しいたします。プレゼンテーションには、事前にご説明しているとおり、次の内容を必ず盛り込んでください。1番目が、応募の動機・目的について。2番目が、代表者及び施設長の法人及び保育所運営に係る考え方について。3番目が、保育の質の向上や職員の育成について。4番目が、蹉跎保育所の引継ぎについて。5番目が保育所整備についてです。プレゼンテーション後、各委員からプレゼンテーション及び提出書類等について質問があります。質問の回答はどなたがされても結構ですが、指名された場合は、指名された方がお答えください。時間の都合上、質問にはできるだけ簡潔にお答えください。以上です。それでは、プレゼンテーションを始めてください。

法人2：まずは、畑で野菜を栽培してクッキング保育など、楽しくかわいい子どもたちのスライドをご覧ください。常称寺保育園では保育の一環として給食の位置付けが明確にされていますので、その役割は大きく子ども健康づくりに、その発達段階に応じた食習慣やマナー、食育指導に力を入れ、正しい食文化や食事観が持てるようにしています。子供用調理器具を準備し、子どもたちが食事作りに関わったり、準備に関わることができると食べることを楽しみ、食べることに関心をよせ、食べる力を育むことになります。野菜嫌いの子どもたちも自分でクッキングをすると、クッキングをすることで殆どの子どもが食べられるようになっていきますし、もったいないということも体験を通して理解できるようになります。クッキングは五感、味覚、嗅覚、触覚、視覚、聴覚を満たす唯一の活動でもあります。食欲は脳の働きによるものであり、意欲、好奇心、探究心につながるものであり、

乳幼児期の食欲要求が、やがて学習意欲につながっていくものであります。常称寺保育園では発達、発育の著しい乳幼児期の子どもたち一人ひとりに適切な対応をしてきたノウハウを蓄積しており、食についても、授乳、離乳食、幼児食の移行過程のモデルを示すことが可能です。核家族化の進む中、食に関する知識や技術の伝承も困難となっており、保育園がその有する機能とノウハウを活用し、子育ての中で保護者に対する食に関する相談支援を行っています。食育とは食に関する様々な経験を通して、食に関する知識と食を選ぶ力を習得して、健全な食生活を実践できる人間を育てることです。乳幼児期から様々な食に関する体験を積み重ね、生涯に渡って健康で質の高い生活を送る基本となるよう、食を営む力を育み、培っていくことが大切だと考えております。乳幼児期の食育は人の一生の生活を左右するとも言われていますので、食の大切さを保護者と保育園、また地域ぐるみで食への関心を高めていきたいと思っています。かわいい子どもたちのスライドですので、ゆっくりとご覧いただいたたいと思っています。2歳児さんがえんどうの豆むきをしていますけど、手指の働きをよくするクッキング保育です。そしてイメージを形にする、クッキー作りもしていますし、これは焼き芋パーティーですけれども、掘ったもので焼き芋。これは後ほどアルミホイルで包んでいます。3、4、5歳は収穫した夏野菜でカレークッキングをしています。マッシャーを使ったり、かぼちゃ餅を作ったりしています。これは0歳です。0歳も五感で、しっかりと感覚を子どもたちの感じさせようということで、熱々のご飯を炊いたら、こんな匂いだよというような形でしています。パンクッキングですね、これもいろんな形に変化するんだよということで、この時に子どもたちはもったいないということを口にしたんですよ。自分で作ったらもったいないということがわかるんだなということを感じました。これは3歳児の担任ですけれども相撲マンになって、ごっこクッキングを兼ねながら楽しんでいる様子です。これは1歳児ですね。サバの味噌煮、5歳児さんですね。子どもたちの目の前で3枚に下ろしています。とにかく目が輝きます。いい匂いがしてきます。お腹も空いてきます。おいしいなということで、楽しい保育園生活の一部ですけど、これも1歳児さんですね。もち米を炊いて、潰して丸めて食べました。ポップコーン作りですね。匂いが何とも言えません。食欲をそそる。これは3歳児さんです。お箸がこうかな、こうかなと言いながら楽しんでいます。年長さん達の意見を聞いてリクエストに答えたメニューでお別れクッキングパーティーです。毎年しているのですが、3、4、5歳でホールで食事をしているところです。アレルギーのお子さんもいらっしゃるので、必ず別メニューもあります。これは保護者の方たちの給食試食会ですね。このときも栄養士からいろんなお話を聞いたり、おいしい給食と一緒に食べたりしています。アレルギーの調理実習を保護者も一緒に調理実習をしました。実際、なかなか難しいアレルギーのお子さんがいると、何を食べさせたらいいのかなと検討しました。これは保育参観です。これは地域の親子とクッキングです。市民センターで出張クッキングをしました。いろんなものをたくさん運びながら、この子どもたちはプレイルームで保育です。後はお食事を外で食べました。地域の保護者の方にも給食試食会をしています。地域のお子さんです。おイモ掘りも一緒にします。伝統食とのふれあいということで、かまどに火を起こし、はがまでお米を炊きました。火吹き竹で子どもが一生懸命火を起こしているところです。おじいちゃん、おばあちゃんを巻き込んでの楽しい行事となりました。最後は、お餅つきです。

それでは、応募に至る動機目的ですが、すでに配付していただいておりますが、今回、

蹉跎保育所民営化の応募にあたり常称寺保育園がこれまで蓄積してきた保育哲学を持って、科学的な保育観で保育士、栄養士、看護師の専門職がそれぞれの専門性を発揮して、現保育水準を確保した保育所運営を行い、スムーズな引継ぎができるものと確信を持っております。引継ぎ期間中に蹉跎の保育をより深く引継ぎ、移管後は引継いだ蹉跎の保育を基本に、よりよい保育を目指し、取り組み、蹉跎の保育所の子どもたちや保育所の皆さんの不安を払拭できるように、子どもを真ん中に保護者と手を取り合って進めていきたいと思っています。人と人の輪をつなぐネットワーク作りに力を注ぎ、地域の子育てセンターとして育児文化、生活文化、伝承の場として情報を発信します。家族支援をキーワードに人と人とのつながり、コミュニケーションを大切にしたい保育にしていきたいと考えています。社会福祉法人めぐみ会が持っているハード、ソフトの両面を、この蹉跎地区に貢献したく応募に至りました。保育哲学というものは、人がどう生きるのか、何を善とし、何を偽とするのかというのが、私の生き方、そのものが保育につながると常に思っていますので、子どもへの一つひとつの言葉掛け、保護者への最後一つひとつの言葉掛け、それに専門職としての客観的な視点が入り、判断基準が保育者である限り必要と考えています。生き方が問われる仕事が保育だと、私は考えております。

経営方針ですが、私たちは地域社会の福祉ニーズに柔軟、迅速、誠実に答えることを通して、自らの成長を図り地域社会の福祉向上に役立てることに誇りを持って前進します。国や大阪府、枚方市の情勢を見ながら公共性、安定性、継続性を大切に経営していきます。また、公明性、透明性、公平性の向上に常に努力していきます。

保育所運営の方針ですが、児童憲章、児童福祉法及び保育所保育指針、全国保育士会の倫理綱領に基づき、乳幼児の最大の利益を尊重し、心身の発達を保障します。乳幼児期は周囲の大人の保護や信頼関係を基盤として周りから様々な影響を受け、人間として生活するための基礎を身に付けて、自己を形成していく重要な時期です。この大切な時期での生活経験や体験は将来の人格形成や生き方に大きな影響を持つものと考えられます。大人からの人間っていいなというメッセージを心と身体でたっぷりと感じる経験をすることで安定した人間関係の基礎を築きます。健康な心と身体、豊かな人間性、感性。人と交わる力、社会性。積極的に物事に取り組む意欲や創造性を育てていきたいと考えています。保護者の皆様とともに手を取り合い、子育てのよきパートナーとして長時間を保育園で過ごす子どもたちが、居心地のよい安定した場で生活が送れますよう保育環境を十分整えて、楽しく温かい保育を目指します。保育士、栄養士、看護師など専門職がそれぞれの専門性を発揮し、核家族化が進み育児文化の伝承が途絶えそうな現在、地域の子育てセンターとして在園児や地域の方々にできる限りお応えしていきたいと考えています。特に常称寺保育園の保護者会の歴史は古く、昭和29年の認可と同時に母の会が発足しています。それ以来ずっと保護者会が活発に活動しています。保育園に子どもを預けている時期は、長い一生の間でも一番大変な時期だと思います。また、子育てを一番楽しめる時期でもあると考えています。そんな時期に親たちが手をつなぎあい、子どもの守るために仲間作りをし、支えあい、子育てを楽しいものにしていく会。保護者会とはそういうものであると思っています。常称寺保育園でも活発な保護者会活動の中から太鼓サークル「釈迦」。あちこちで演奏されているので、今までひょっとしたらお目にかかっているかも知れませんが、保護者やOBです。そして保護者会OB会も結成されています。子育ての危機が叫ばれる昨今、素晴らしい保育園時代の思い出、感動を保育者、保護者、子どもたちと共有し、すべ

ての親たちにも伝えたいと考えています。みんなで力を合わせて、子どもと保育園を守り発展させていくような保護者会作りを目指したいと考えています。続きまして保育の質の向上についてですが、保育所の職員がその言動が子ども或いは保護者に大きな影響を与える存在であるので、特に高い倫理性が求められると考えています。理念や方針等の共通理解。個人の主体性や意欲、職員間の信頼関係と共同性、評価や研修等の計画的な実施等によって向上していきたいと考えています。全国保育士会の保育士の研修体系というものがしっかりと定まっています。保育士の階層別に求められる専門性に基づき、計画的に人材育成をし、個人と職員集団の保育の質の向上に努めたいと考えています。常称寺保育園ではステートメントブックというものを全職員に配付しております。これは私たちが作ったものですが、オリジナルとしてステートメントブックです。ここには行動基本のマニュアルだとか、就業規則の一部、保護者とのコミュニケーションの仕方、虐待防止といったことについて、情報管理ですね、個人情報等々、それから安全管理についてなどのことを全ての職員がこれを持って年の始め3月の末の全体職員会議、50人くらい集まるんですが、これをみんなで、全員で読みあわせをしながら、それが職員研修につながるかなと思っております。そして引継ぎですね。引継ぎにつきましては、保護者説明会、枚方市と合同で法人決定後、速やかに開催します。また、必要に応じて随時開催します。三者懇談会につきましては保護者代表、法人、枚方市の三者で構成する三者懇談会を移管前及び移管後の各1年間設置し、必要に応じて懇談を行います。移管前の引継ぎについてですが、1年前から施設長予定者等は随時、蹉跎保育所を訪問し、保育内容等の確認、そして引継ぎのための実施計画の作成の協議を行います。平成24年1月から3月の3か月間共同保育を実施し、各クラスに保育士を配置します。その保育士は移管後、各クラスに配置いたします。看護師、調理師についても共同保育期間中に随時派遣し引継ぎを実施します。共同保育期間中に各クラス担任予定者等は枚方市の保育士とともに各クラス個人懇談を行います。決定すれば蹉跎保育所と私たち常称寺保育園の子どもたちの交流できるよう、そして職員も交流できるよう、ありがたいことに池田所長は私の子どもの元担任でしたので、ある意味私も公立保育所の保護者でしたので、とても、その保育内容に関しましては交流が深くできるかなと考えています。整備のことに関してですが、周辺の静かな住環境を守りながら、子どもの安心・安全な施設整備を行いたいと考えています。子どもの安全面を大切に、ドアに指詰防止、柱の角でケガをしないような建材使用や、転落防止対策、シックハウス対策にも留意したいと思っています。内装は温もりが感じられるよう、フローリング床等、木製を多用します。保育室は床暖房とエアコン、空気清浄機を全室設置したいと考えています。平成11年に今の常称寺保育園が新築、改築いたしましたので、その時の園舎のノウハウをしっかりと生かしたいと考えています。

事務局：はい、終了してください。

座長：どうも、ありがとうございました。時間が来たようですので申し訳ございません。

ただいまから、委員の方からお尋ねをしたいと思います。時間の関係もありますので簡潔明瞭をお願いします。何かございますでしょうか。

委員：この間、見学に行かせていただいた時に、お散歩に行く子どもが玄関のところで「御仏様が云々」とあいさつのようなものをしていたのですが、そのあいさつもそうですし、御仏様がどうこうということについて、蹉跎保育所の方ではどうされるのか、持ってこられるのか伺います。

法人2：今のめぐみ会常称寺保育園は歴史の中に書かせていただいているとおり、農繁期託児所としての社会的な使命、お寺の境内の中で始まりました。そうした経過の中で今現在も宗教的な行事も一部行っております。それは見ていただいたとおりです。蹉跎保育所の民営化に当たりましては、例えば、手を合わせていただきますといった行いは、ごく普通の文化的な行いとして、行っていきたいと考えています。いわゆる宗教的な御仏様云々といったことは考えておりません。

委員：それは、引継ぎ期間といいますか何年か経ってから、そのままずっとそういうお考えですか。

法人2：考えておりません。

座長：他にございませんでしょうか。

委員：ちょうど、伺った時はクリスマスシーズンでしたが、クリスマスの飾りが見えなかった。他の園ではクリスマスバージョンで飾り付けをしている園もある中で宗教云々ではなく、国民的行事になっているかと思いますが、強いてそれはなさらないのか。たまたま私がそう感じただけなのか。また、今度は多種多様な宗教の人が集まる園になりますので、そのところをちょっと聞いておきたいと思ひまして。

法人2：おっしゃられたとおりで、まさしくクリスマスというものを宗教的色彩のものとして捉えておりますので、お寺の保育園ですで行っておりません。多分、常称寺保育園では来年、再来年、中長期的にもクリスマスのそういった行事は行わないだろうと思っております。ただし、蹉跎保育所は民営化になる園ですので、色んな考え方の方がおられますが、クリスチャン、イスラム教徒だとか或いはそれ以外の無宗教も含めまして、そういった人たちも集まる保育園ですので気持ちよく過ごせる保育園にしていきたいと思っております。

座長：ほか、ございませんでしょうか。

委員：今の障害児の通っておられる人数と、障害を持っている子に対する取り組みを教えてくださいいただけますか。

法人2：今、通っている制度利用のお子さんですかね。

委員：今、通園している人数。受け入れていらっしゃる人数。

法人2：いわゆる制度利用のお子さん。障害児保育制度利用のお子さんですね。2歳児に1名と5歳に1名いますね。

委員：取り組みとして、何かクラスを持ったりとかされているのでしょうか。

法人2：園全体でここにも書いてあるとおり、園全体でその子どもたちをことをしっかりと受け止めよう。もちろん、担任もそうですが。保護者ともいろいろと話をしながら。子どもの発達をどう援助していくのか。お母さんの支えをどうしていくのかといったことは、公立と私立一緒に研修会をしたりしながら、ずっとそこは研修しながら子どもとお母さんを支えて行きたいと考えていますし、大きな集団ですので時には小集団で配慮のいる子どもたちを対応したり、クラスで一緒にいたりしながら保育にあたっています。今、年に2回保育相談がありますので専門の家庭児童相談所の先生たちと相談しながら、或いは保健センターの方々と相談、連携しながら保育しています。

委員：言うべきじゃないかなと思っていましたが、アスベストについて、建築様式について少しおっしゃったので、この間、伺ってちょっと気になったことを聞きますが。この窓は高いな。子どもの目線では高いなと感じたお部屋があったんですよね。私ども地元のも

の希望としましては桜の木が切られたとはいえ、まだ、いっぱい残っておりますので、できましたらすぐに子どもの目線で外が見えますような開放的なお部屋になったらいいなという希望を、もし岩田先生のところをお願いすることになれば、私の気持ちとして言わせていただけたらと思ひまして。

法人2：確かに、私たちの園は地震の後でしたので、お道具箱が倒れてこないように備え付けてあるので、移動もできないし、ちょっと窓が高いようになっているのですか。0・1・2歳を全部1階にしていますので、すぐに出れば外というようにはしています。

委員：健康診断に関することなのですが、内科検診、ぎょう虫、尿検査が年2回、歯科検診が年1回以上となっていると思うんですが、先にお出しいただいている資料では実施していただけるのかどうかという記載がありませんでしたので。

法人2：実施しております。内科検診の後に、嘱託医と話をし保護者向けに話をさせていただいたり、職員とミーティングして研修しております。秋に保護者向けの講演会、これはずっと定例でさせてもらっています。

座長：他にございませんか。

委員：先程の健康診断のことですが、ぎょう虫と尿検査も年2回されているということではないのでしょうか。

法人2：ぎょう虫は年2回、検尿は春の1回だけです。

事務局：蹉跎保育所でやっていただくこと書いていただくことにしていますので、していただけるかどうか。今の常称寺保育園でやっているかどうかでなく、蹉跎保育所であるかどうか。

法人2：蹉跎では間違いなく、年2回いたします。

委員：新しく移転されましたら、園長さんはどちらに行かれますか。

法人2：新しい園の園長は私を予定しています。

委員：少子化という問題がありますが、将来に向かって不安は無いですか。

法人2：保育園をすることの将来に向かっての不安ですか。少子化ですけれど、ますます家庭だけで子どもを育てるのは困難になってきていると考えていますので、今まさに全ての子どもたちの育児文化が伝承されているところで、環境が整っているところで発達や成長をしていくことが大事だなと考えています。今も地域の子どもも含めて常に来ていただいていますので。在園児だけではなくて、地域の子どもも強制ではないですが、こういうことがあるということは常に知らせて行きたいと考えています。

付け加えて申し上げますと、保育園というのは社会的な子育て機関ですので、それを社会に返していかないといけない。それだけの人材や蓄積がありますので。やっぱり、子どもを育てるのに困難になってきているのは確かだと思いますので、核家族化ということ、地域とのつながりも少ないということを含めまして、保育園という小さな機能ですが人材やノウハウはたくさんあるので、それを次の世代に伝えていかなければならない、我々も上の世代から伝えてきてもらっているものなので、下の世代に伝えてもらって、さらに下の世代に伝えていってもらいたいと考えています。

委員：実際、採算という問題があるので。私が心配するのは将来的にそのことについてご心配されておられるのかどうかということお聞きしたい。

法人2：制度が変わればどうなるかわかりませんが、今のところは順調に行くかなと考えております。

委員：子どもたちが育っていく時にひとつのテーマだと思うんですが、命を大切に子どもたちということがテーマになると思うんです。このことについて、どのようにお考えでしょうか。

法人2：それはまさしくテーマで保育課程の中でも、第一番に位置づけている私たちですし、それは宗教とか関係なく、人間が等しく命を大事にしようというのは全国民的なテーマかなと考えていますので、色んなところで、子どもたちには伝えて行きたいと思っています。

座長：他にございませんでしょうか。

今お話に出た、生命尊重の保育などはバックボーンかと思いますが。先程もお話が出たのですが、民営化していくときに民間の保育園の2/3以上が宗教系の保育園であります。色々と懸念を持たれる保護者の方々がたくさんおられますので配慮をお願いしたいと思います。今おっしゃったようにお寺の横にあればそれだけで宗教的な背景を持っているわけですが、全くとお寺の無いところで宗教保育をやるということは逆にやる方が大変な努力が要ると思いますので、それは保護者との話し合いでどうなるかわかりませんが、保護者の方々の理解を得ながら進めていただけたらと思います。

それと少子化の話が出たわけですが、そこにいく前に大変な話が、ご存知でしょうか一般財源化の話がでておりますので、ここの問題ではなくて全体の話になってくると思いますが、ただ1年先に仮にそうなった時の不安が我々の方にもあるのです。その時、そうなくてもどんと構えて行きますよという力強いお声が頂戴したいと考えておりますので、そこへんのお考えをお聞かせ願えれば。

法人2：どんと構えて頑張っていけないといけないと考えていますし。財源も税理士の方も委員にいらっしゃるので、そこはしっかりと読み取っていただけたかなと思っています。

座長：他にございませんでしょうか。

委員：ここのパンフレットにもあったのですが、保護者会があると思いますが、その保護者会の活動はどういったことをされているのか教えていただきたいのですが。

法人2：保護者会の活動は、春に総会をされています。保護者の方も全員参加というのはなかなか難しいのですが。そこに私たち職員は全員出ています。総会が4月にあって、5月には花祭りのことがあったり、山之上小学校のPTAフェスティバルに保護者会も一緒に参加してもらっています。お餅つきだとか。8月に地蔵盆を行いますので、その時も全保護者が参加して実行委員会形式で行っています。各クラス1回ずつクラス交流会をしています。あと、駐車場委員会というのがあって、車に乗って登降園されますので、お寺の駐車場にも止めているんです。よその勝手な車が入らないようにカードを作ったりだとかしています。いろいろ保育園の生活のことで保護者会はバックアップしてくれています。

委員：整備についてですが、建物は1階が乳児で、2階が幼児でと分けておられたと思うんですが、その分けた理由について教えていただきたいのですが。

法人2：全部1階でなりますと、かなり広い場所が必要となりますので、1階、2階というのはいたしかたないかなと思っています。0・1・2歳は子どもたちが階段上ったり降ったり大変ですから1階で、3・4・5歳は上かなと考えています。

座長：他にございませんでしょうか。ひとつ確認したいのですが、第三者評価は。

法人2：まだ、受けておりません。

座長：受けていただくことが条件になっておりますが、第三者評価を受けていただく以前に自己評価はされているのでしょうか。

法人2：自己評価は、自己評価チェック票のことですね。

座長：それでも結構ですし、とりあえず自己評価をしておられるかどうか。

法人2：今まで、人材育成のための自己評価は、ここ何年か毎年しています。それに基づいた、今年でた自己評価のチェック表は、まだ重ねてないのですが例年の分はしています。

座長：第三者評価は義務付けていますが、第三者評価のための自己評価ではなくて、自己評価のための第三者評価ですので、それを逆にやりますと無駄になりますので。第三者評価を義務付けていますが、その前提に自己評価があるということを承知していただきたいと思っています。

理事長先生が個人的にどうのこうのという話ではなくて、職員の研修について保育士会が研修会報を作っておりますね、これについては施設長の研修会報も作っておりますね。

法人2：そうです。常にチェックを入れながら持っております。全国レベルの研修会にもできるだけ参加して行って、今の保育、保育行政というものを勉強して行っております。

座長：他に何かございませんでしょうか。

事務局：前回、質問がありましたよい子ネットについて、ご質問はよろしいでしょうか。

座長：時間に限りがありますので、資料に目を通していただいて、お尋ねした上で質問していただく形を取りますので。

委員：先日、保育園にお伺いした際に、お聞きしまして、自分で、ネットで見ましたので。

座長：他にございませんでしょうか。

委員：食育にずいぶん力を入れておられるようですが、食材の仕入れですがどのようなことに留意しておられますか。

法人2：栄養士と管理栄養士がおりますので、そこで吟味しながら、できるだけ添加物が少ないもの、そして手作りのものということでは4名います、栄養士、栄養士、管理栄養士、調理師と、そのところはかなり吟味しながら、一時ニュースになりましたので、ああいったことはないようにしたいということで行っています。

委員：今も蹉跎に移管された時も看護師の体制が1名になっているのですが、もし、その看護師が休みの時、不便なこととか不都合が生じていることはないのでしょうか。

法人2：大丈夫だと思います。保育士の専門的活動の中に保健活動のこともある程度ありますので。看護師ほど詳しくはないですが、或いは経験の中で培われてきたものもありますし、施設長もいますし大丈夫と思っております。重大な事故が起これば、それこそ救急車を呼んだりいたしますので。普通の怪我などであれば保育士でも大丈夫かと思っています。

委員：職員の方の平均在籍年数、どれ位勤められるものなのか。

法人2：私一番上ですよ、その次の職員が50歳代で。平均の正確な数字はすぐに出てきませんが。カムバックする職員もたくさんおりますので。結婚して、子育てして一段落着いたら戻ってくる職員もいてくれますので、それはありがたいと思っています。もちろん、若い職員もおります。

座長：今、おっしゃったことで人材確保ですよ。これは大概のこういった書類には入ってくるんですが、実際、どうするんですかということですが。失礼ですが、小さな法人、一法人一事業の場合に人のまわりは利きませんから、そこらへんはどうですかと聞くことも酷な話だと私は思うのですが。今、一方で大阪府が再就職支援事業をやっていますので、そういうところでも今までは保育園が一本釣りやっていたようなところがありましたけ

れど、そういうものも活用していただけたらと思いますので、よろしいでしょうか。予定の時間となりましたので、これにて終了いたします。

(法人2退室)

(事務局：仮審査表集計)

事務局：今から、仮審査集計表を配付させていただきます。プレゼンテーションも終わり、全ての審査項目について、評価をしていただいたものとなっております。

座長：何か、ご意見ございませうでしょうか。特にないようすが。

事務局：今までは、仮審査をお願いしておりましたが、委員の皆様の評価を、選考審査表<本審査表>に転記、記名をお願いいたします。

(事務局：本審査表集計)

事務局：それでは、選考審査をお願いします。今回、選ばれるのはあくまで一つの法人で、より高い方を選ぶということになりますので、どちらも優れていたのですが最終的に点数を積み上げていくと、そこは差が出てしまうということになってくると思ひます。

今から委員の皆様の点数が入った本審査集計と選考会議選考結果をお配りいたします。朝にも説明をさせていただきましたが、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議選考結果というところの最後のところに法人の評価が入ってくることになります。法人の評価欄につきましては、一定、委員の皆様の評価が高かった項目を中心に抜き出して、事務局で記載させていただいた案を示させていただいております。点数の話になりますが、集計結果については今お手元にお配りをしております。様式が少し違う部分がありますが、最初の1、応募法人の経営等に関する事項の部分につきましては集計表の方でいいますと番号1番2番を一括りにして、(1) 応募法人の応募目的・動機の部分でひとつこの部分の点数となるということで、この部分につきましては集計表の一番右側に公表用点数というところがありますが、ここの点数は一番で委員の皆さんの点数を合計しますと28点。2番でも28点なのですが、1番、2番を一括りとしておりますので、それを合計すると56点ということになり、委員合計の点数が56点となります。これを100点満点に置き換えて、得点を出す形にしています。委員全員は7人ですので、700点満点ということになりますが、56点を700点満点に置き換えると27.32というような点数になります。選考結果のところでは配点ウェイトの右側の配点ウェイト4.9%となっている法人1の右側のところには27.32という数字が入ることとなります。法人2のほうにつきましては、ここの案点が59点で、これを配点ウェイトで置き換えますと28.78という点数になりますので、法人2の方は28.78という点数が入ります。このような形で順次、配点ウェイトの区分ごとに点数が入っていくこととなります。こちらの公表用点数のところに入ってくるという形になります。

今、お配りしてて委員番号が1から7番で右のところに合計が入っておりまして、法人1についての全体の点数が1171点。法人2が1228点ということで法人2の方が点数が高いという結果が今出ております。今、このままの点数を出さずに、今、説明をしましたように審査結果のほうにこの点数を100点満点にした時の配点率がここに記載されていて、今の全体の点数が100点とした時のウェイトが4.9%となりますので、お配りさせていただいた公表用点数というところがありまして、法人1が571.2となり、法人2が599.02点となるわけですね。これは百分率に直しましたので、一人当たり100点となりますので700点満点中、571.2点という点数。法人2の方が599.02点という形になります。

この公表する時に百分率にしたほうが点数をどの程度取られたのかという方がわかりやすいので、そういう方法を取っています。これは枚方市が指定管理者も含めて点数を公表するときに100%の表に直して出しているということがありますので、今回もこのままでいくと205点満点とか1435点満点とか中途半端な数字で満点になりますので、100点満点に変えているということです。これも一緒に公表しますので、その下にコメントが入りますが、このコメントも点数を取っていく中で、法人2がいい点数を取られたということで点数を比較すると法人2に決まったと、その中身についての講評を書くということです。点数だけを見ていただいたら法人2が高かったんだということがわかる表なんです。点数が出ている表ですので、なぜ駄目だったのかということはそれぞれの点数の中で高い、低いがわかりますので、この部分については法人1が優れていたとか、全体的に法人2の方が優れていたとかいうことになると思うんですけど、見にくいですが、これとこれを比較していただいて法人1と2の点数状況について、今見ていただいたらどうかと思っております。

座長：いかがでしょうか。599.02点というのは100点満点になおした点ですか。

事務局：100点満点で7人分です。

座長：そうすると法人1と2の差は28点ですね。28点これを7人の委員で割ると1人4点ですね。4点というのは点数配率において出てくる可能性があるわけですね。例えば、何%掛ける、何%掛けるという形ですよ。1、2、3、4、5、6、7全部に係数を同じように掛けたわけではないですよ。

事務局：ここの配点ウェイトに基づいてです。

座長：そうでしょう。そうすると均等配分したわけではないから、4点の差というのは出てくる可能性があるのではないのでしょうか。100点満点にして、700点にして、その中を均等配分したわけですか。財務のところは何%。

事務局：パーセントと書いていますが、全体で見れば何%ということですので、計算は全部同じです。もともとの点数で

座長：もともとの点数のところで、一定の配分をしていませんか。

事務局：配分していません。素点割合に対する割合だけです。

座長：1なら1ありますよね。172点。法人1でしたら172点。これに対して均等配分ですか。28点満点で18.7%。法人1でしたら30点の18.7%ということではないのですか。この比率は全体分ですか。

事務局：均等配分という意味がよくわからないのですが。全部で一人当たり205点満点ですので、205かける7の1435点が満点になります。ただ、そうしますと何点満点で何点取ったかがわかりにくいので100に換算して、700点満点に戻しているわけです。同じ係数を掛けていますので。

座長：一人当たり4点というのはそんなに大きな差ですか。均衡している点数ですよ。

委員：僅差ですよ。

事務局：3点、4点、5点という付け方ですので。単位数自体が大きいわけで、一人当たり4点違うということは微々たるものです。1点、2点、3点で付けていて4点違うのと。3点、4点、5点で付けていて4点違うのと。余り差が見えない付け方になっています。一人4点の差ではあまり変わらないですよというお話ですが、もともとの考え方に戻すと一人8点の差になります。8つの提案について上回っていたということになりま

す。ここではかなり差がある感じですが、外から見れば余り差がない感じになります。

47 項目中、8 項目で上回っているということなので、結構、上回っているのかなと。点数が高いので、100 点満点に換算すると 4 点しか変わらないのかなと。

もともと、コメントの文章から来ていますんで。

座長：決定的な駄目だということはない。ここが駄目だったという書き方まではいかないと思うんですよ。内容的に。

委員：それは、そうですね。

委員：差が開いていれば、こんな理由で駄目ですといわなければなりません。

委員：先程、おっしゃられたように 8 つの項目で上回っていたというのがあればわかりやすいと思うのですが。

座長：あえて、言葉で出さなくても、これを見たらわかるるので、いいのではないのでしょうか。当事者はコメントの方を見ると思いますが。一般の人は別にして。それにこだわると。これで出た評価に基づいてコメントを書く方がいいのかなと。いかがでしょうか。

委員：僅差ですからね。どこが悪いということはないのですから。

委員：7 人全部がパーフェクトですか。法人 2 を選んだのが 7 人全員ですか。

事務局：同点が一人おられますが、後はみな法人 2 の方が高い点数になっています。

比較した時に少しいいということで、点数を付けられたらこうなったということでしょう。平均的には 8 つ上回ったということになるかもしれませんが。

委員：7 人の中で同点が一人ではみな上回ったという結果ですから。

委員：この結果は、お渡しするのですか。

事務局：この形で公表しますので。個別に渡すということではないです。

委員：これで不服があるとすれば法人 1 だけだと思いますが。異議があれば開示されるのですか。

事務局：情報公開請求があれば開示する形になってきます。

座長：そこでそれ以上突っ込まれたら、この委員会が成立しなくなります。この評価がおかしいと言われたら、この委員会自体が否定されますので。それはおかしいですよ。

委員：7 人いる委員の内、微妙な差であっても 6 人の方が法人 2 の方を選んだわけですから。法人 2 にやっていただくという形にならないと委員会が収まらないと思います。

事務局：情報公開請求があった場合、誰がどう付けたかということは公表しません。

座長：それではよろしいでしょうか。ここで集計結果について事務局から報告していただきます。

事務局：それでは集計結果につきまして報告させていただきます。集計の結果、法人 1 が 571.22 点、法人 2 が 599.02 点ということになります。法人 2 につきましては社会福祉法人めぐみ会となっています。

座長：ただいま、事務局から報告がありましたが、法人 2 の社会福祉法人めぐみ会が法人 1 よりも高い得点でしたので、よって本選考会議としては法人 2 社会福祉法人めぐみ会を蹉跎保育所の運営法人として選考いたしたいと思えます。よろしいでしょうか。以上のように決定をいたします。確認ですが、選考と合わせて応募法人の評価も行うということですので、そこでコメントについてはこの形で進めていきたいと思えますのでよろしいでしょうか。次に選考会議といたしましては、運営法人の選考と応募法人の評価を行いましたので、この後のことについて事務局から説明をお願いいたします。

事務局：本日、選考会議におかれまして市立陸院保育所の運営法人の選考と応募法人の行っ
ていただきましたので、この選考結果につきましては週明けの 28 日に竹内市長に報告を
していただく予定としております。つきましては安藤座長に選考会議を代表いただきまし
てお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

委員：異議なし。

座長：今、お話しありましたように本日の選考結果の報告については私の方で、この会議の
代表として 28 日に竹内市長に報告させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

本日は朝から夕方まで長い一日ではありましたが、これをもちまして会議を終了したい
と思います。今日だけではなくて、ここに至るまでいろいろとご意見を頂戴し、皆さんの
おかげで、ここにやっと到達することができました。これもひとえに皆さんのご協力をお
かげだと感謝をさせていただきます。どうもありがとうございました。

(部長挨拶)

この選考結果につきましては、28 日に竹内市長に報告をいたしますが、正式決定はいつ
頃になりますか。

事務局：市長に報告していただきまして、その結果を尊重して市として正式決定いたしま
すが、市長含めて決定という手続きを取りますので、正式には年明け、1 月ということにな
ります。1 月何日とは今の時点では申し上げられませんが、1 月中には決定させていただ
けると思います。

座長：といいますのは、我々は結果について知っておりますが、我々には守秘義務がありま
すので事務局の方からそれぞれ委員の方に発表しましたという連絡をいただければと思
います。我々は守秘義務を守る。この中身で自分たちが守らなくていい部分は公開された
部分だけです。その点もよろしくお願いします。

事務局：ありがとうございました。